

## 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和7年12月9日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後3時7分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加嶋 辰史 委 員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	寺坂寛夫議員、星見健蔵議員		
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未	議事係主任	福田 佳菜
出席説明員	<p><b>【福祉部】</b></p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課島取中央包括支援センター所長 藤木 尚子 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課医療費適正化推進室長 梶 晶子 保険年金課課長補佐 竹内 大  <p><b>【健康こども部】</b></p> 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 山根 徑 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課参事 中本 恵 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課心の健康支援室 玉川 陽子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課健診推進室長 小森 里美 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平 生活安全課長 門木 淳子 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		

	<p><b>【市立病院】</b>                  病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹                  事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲                  事務局総務課課長補佐 谷口 賢司</p>
傍 聴 者	6人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

**【市立病院】**

◆勝田鮮二委員長 それでは少し時間早いですけども、皆さんおそろいですので、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、市立病院の議案説明の後、福祉部の議案説明、請願、陳情審査、報告、そして、健康こども部の議案説明、陳情審査、その他報告の順に進めてまいります。それでは市立病院の議案説明に入ります前に平野病院事業管理者より挨拶をいただきたいと思います。平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 おはようございます。昨日の夜、北海道、東北のほうでは大変な事態が起こっており、皆、何とかあんまり怪我人とか、死傷ですとか、ないようなことを祈っているところでございます。市立病院のほうからですが、今回の12月議会に議案第146号ということで令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算ということで提案させていただいております。今回は、皆様御存じのとおりで物価高騰に伴う薬品費だとか、材料費等の上昇に係る費用、あるいはそれに伴って設備投資についても機器の更新時期の延期だとか、改修箇所の見直し等による事業費の削減、その他退職等による給与費の減が見込まれることから、このたびの補正予算に提案させてもらったような次第でございます。

先ほど言いました退職等に伴う人件費についてですが、今回の補正では人事院勧告に伴う部分は入っておりません。人事院勧告に伴う部分は18日の追加提案のほうで市長部局のほうと足並みをそろえて、また、提案させていただこうかと思っておりますのでよろしく申し上げます。本日の提案内容についての詳細につきましては担当のほうから話させていただこうかと思いません。よろしく申し上げます。

◆勝田鮮二委員長 それでは議案説明に入ります前にこの場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

**議案第146号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算（第2号）について（説明）**

◆勝田鮮二委員長 それでは議案の説明に入ります。議案第146号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算の説明をお願いします。松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田でございます。お手元の資料で右肩に福祉保健委員会資料と書いてございます本日の日付が入ったものと、あと、補正予算書のほうで説明をさせていただきますので御準備いただければと思います。まず、資料のほうで補正の収益的収入のほうから説明させていただきますが、補助金といたしまして生産性向上・職場環境整備等支援事業ということで計上しておりますが、こちらは、令和6年度の国の補正予算で繰越事業として、国の予算の繰越事業として通知されたもので、当初予算の段階では計上し切れてない事業でございますが、主に、趣旨としましては限られたスタッフ人員の中で機器等、電算機器とか、そういったIT機器を整備して職員の負担軽減につなげなさいというような趣旨の補助金でございます。例示としましては夜勤の看護師の補助のために寝たきりの患者さんが動き出す、転落防止のためにセンサーを整備したり、あとは、ウェブ会議をするための設備とか、あと、監視カメラを増設するとか、そういった類いのものに充てなさいということで国のほうからは例示があっている事業でございます。

今回この補助金としまして29万3,000円というものを補正額で上げておりますが、これについては裏面をちょっと見ていただいて、資本的収入のほうに国県補助金として生産性向上、同じ事業名が載っておると思いますが、1,330万7,000円という額を計上しております。両方合わせて1,360万の補助金ということで、算出根拠としては1病床当たり4万円というような内容でございます。

戻っていただいて、経常経費に充てているものを充当する財源としましてはiPad5台分ということで、これはリハビリの職員とかが、リハビリの内容を患者さんに説明するのにiPadを使って動画見せたり、スライド見せたりっていうようなことで、あと、外来看護師のそういった、同様に、説明用にiPadを使ってっていうようなことで、これは単価が安いものですから、こちらの経常費のほうに計上させていただいております。歳出のほうに出てまいりますので後ほど説明させていただきます。

それから収益的支出のほうは下段の表になりますが、職員給与費として8,687万2,000円の減額補正としております。管理者が申しあげましたけども、予算計上、この積算が、去年の職員を根拠に計上しておりますので、退職者と新規採用者の人件費の入替えとか、中途の退職者とか等々含めまして、人事院勧告を反映しない給与費として8,600万強の減額補正をするものでございます。内訳につきましては予算書の7ページからございますので、また、見ていただければと思います。

それから材料費としまして薬品費が2億2,088万2,000円の増額ということでございます。説明ございました物価高騰と、あと、手術等に使う薬品、それから材料費の高額なものが、支出が多かったというようなことで、まず、薬品費が1億5,183万1,000円、それから診療材料費は4,826万1,000円、それからまた、食材費のほうも高騰しておりまして2,079万円というような内訳でございます。それから経費としまして308万4,000円の増額補正でございます。まず、電算委託費としてウイルス対策ということで、今、院内のネットワーク構築を進めておりまして、再構築ということでネットワーク系の端末にウイルスソフトを入れるための経費でございます。153万6,000円ということです。

それから健診システム改定、システムの改修でございますが、これは協会けんぽの健診の制度が、検査項目等変更がございまして、来年度に向けて改修を行うものでございます。125万4,000円ということです。それから生産性向上、先ほどの事業でございますが、iPad5台分の29万4,000円、これを計上しております。あとは雑損失としまして、控除対象外の消費税を1,368万5,000円の減ということを計上しております。あとは病後児保育費用としまして、こちらは職員の給与費と同様ですが、ここに1名の会計年度任用職員の人件費が含まれておりますので、こちらは12万8,000円の減という形でございます。裏面をめぐっていただきまして、資本的な収支につきましてですが、ちょっと支出のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、下段の表です。資本的支出ということで1億9,301万8,000円の減額をしております。9月定例会の中で決算審査の分科会の中で、病院経営強化プランの変更が余儀なくされているということで、工事費がかなり増加をしているということで、この事業、CVCF更新ということで当初予算に上げておりました1億3,200万の事業を先送りさせていただきたいということで今回減額をさせていただいております。それから外壁工事につきましても工事範囲を見直して、精査して5,500万の減額という形で予算を上げております。

それからこれに伴いまして収入のほうでございますが、先ほどの説明部分、予算の減額に伴う起債の減額を2億2,330万円計上しておりますし、生産性向上の残りの補助金については既決の予算内の中でそういった離床センサーであるとか、監視カメラの増設であるとか、そういったものを整備する予定としております。あとは予算書のほう見ていただきたいと思います、予算書をめぐっていただいて4ページでございます。4ページの第8条のところで、当初予算に計上しておりました重要な資産の取得及び処分というところで、新規で手術用顕微鏡、いわゆる内視鏡ではなくて外視鏡というやつです。手術を外から映して、拡大して手術、患部を見るような顕微鏡でございますが、こちらを一式追加させていただいております。こちら事業費としましては約3,800万という内容になっております。これは10月から脳外科医が1人減員になっておりましたけども、増員になりまして、それで、更新を少し保留にしておいたものでございますが、手術に資するということで主に脳外科のオペに使うものでございますが、その他の診療科においても使えるものでございますので、こちらを整備させていただきたいというものでございます。

それから削除する項目としまして、先ほど申し上げましたCVCFの装置ですね、こちらを一式削除しておりますし、機械備品としまして当初上げておりました電子カルテの情報共有サービス一式というものでございますが、オンライン処方とか、国の仕様に合わせるために一応電子カルテを更新するか、しないかというところで単独で計上しておりましたが、このたび9月定例会のほうで債務負担を計上させていただいて、電子カルテを更新するという方向性を、舵を切りましたので、単独で上げていた予算を削除して、そちらの事業のほうと一緒に整備させていただきたいということで今回落としております。説明としましては以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞きにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田鮮二委員長** はい、なしということであります。それでは以上でよろしいでしょうか。そのほか何かありますか。では、これで市立病院を終了します。市立病院の皆様は退席ください。御苦労さまでした。

【福祉部】

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続き福祉部に入ります。まず、藏増福祉部長より挨拶をいただきたいと思います。藏増部長。

○**藏増祐子福祉部長** おはようございます。福祉部の藏増でございます。議案の概要について御説明を申し上げます。今定例会に提出させていただいております福祉部に係る議案は8件ございます。まず、補正予算につきましてですが、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算は福祉部の所管に属する部分といたしまして、総額4,975万6,000円の減額補正予算を計上させていただいております。アルツハイマー病治療薬補助金として308万9,000円、特別障害者手当費として122万円など、増額の補正予算を計上させていただいている事業もございしますが、職員の人件費であるとか、他会計への繰り出しが減額となるなど、全体といたしましては減額の補正予算を計上させていただいております。

また、債務負担行為として2件、生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業及び被保護者就労準備支援事業につきまして、年度替わりに支援が中断することのないよう計上をさせていただいております。議案第138号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算は人件費の実績見込み等に基づくもので、総額1,899万9,000円の減額補正予算となっております。議案第140号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算は、人件費の実績見込み等に基づくものでございまして、総額459万2,000円のこちらは増額補正予算となっております。議案第143号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算は、こちらも人件費の実績見込みに基づくもので、総額826万6,000円の増額補正予算となっております。

条例の改正につきましては3件ございます。議案第152号鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてと議案第155号鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、そして、議案第156号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。最後に議案第158号は、鳥取市介護老人保健施設やすらぎの指定管理者が決まりましたので、その指定につきまして提案をさせていただいております。

次に報告事項といたしまして、報告第29号鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして専決処分をいたしましたので、報告をさせていただきます。その他の報告といたしましては1件報告をさせていただきます。そうしましたら、議案の詳細につきましては担当課長のほうが説明をさせていただきます。御審議のほうよろしくお願いたします。

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願い

たします。

**議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）について（説明）**

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内でございます。そういたしますと、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算、所管に属する部分について御説明をさせていただきます。資料のほうは、本日の委員会資料でございます資料1で御説明を申し上げますので、御覧いただきたいと思っております。まず、資料4ページから御覧ください。ページ右側の内容欄に記載しておりますとおり、このたびの12月補正の大半が職員人件費の実績見込みによる増あるいは減となっております。令和7年度当初予算では予算編成時の職員体制で決定されておりましたが、4月の定期人事異動や組織の見直し等による実情に応じた実績見込みとなっております。

例えば、4ページ上段辺りの長寿社会課所管分で3,758万3,000円の減額となっておりますが、予算編成時はねりんピック推進室がございまして、その職員費が当初予算では長寿社会課で計上をされていたものでございます。実際には令和6年度末をもってねりんピック推進室は解散しましたので、その差額が減額の主な理由となっております。その他の課の職員費や事業費の増減につきましても人事異動等によるものとなっております。

次に、個別の事業等について説明をさせていただきます。同じ資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。歳入でございます。この表の中ほどに17番財産収入、利子及び配当金がございますが、これは地域福祉基金の積立金利子でございまして、利率が上昇したことに伴い、11万5,000円を増額計上しております。これに伴いまして、そのすぐ下段の19繰入金、基金繰入金も同額の11万5,000円を増額計上しております。続いて4ページを御覧ください。下から2段目の地域福祉基金積立金でございます。先ほど御説明申し上げました歳入の利子の増額をこの積立金に充当しております、11万5,000円の増となっております。この積立金を先ほど歳入で御説明いたしました地域福祉基金に繰入れしており、この4ページの表の1つ上でございます地域福祉基金助成費に充当して、財源更正を行うものでございます。地域福祉課の説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。それでは長寿社会課所管部分の補正予算について説明させていただきます。説明は事業別概要で行います。事業別概要20ページ上段を御覧ください。初めに社会福祉施設改修事業費となります。補正予算額は99万円で、財源の地方債は過疎対策事業債となります。これは湯谷荘ロビーの空調設備が2台、経年劣化により故障し、業者から部品調達が困難との報告を受けたため、新たに設備を更新するための経費となります。経過としましては、今年の8月頃から電源スイッチが入らないといったような故障がありまして、修繕とか、ロビーの隣にある休憩室の空調の温度を下げてロビーを冷やして対応しておりました。10月になって完全に使用できなくなりましたので、冬季に向けては休憩室の空調や十分な暖房機能が確保できないということから、既存の予算を流用しまして、11月25

日に空調設備の更新を完了しているところでございます。

続いて、同じページの下段、アルツハイマー病治療薬補助金です。補助額は308万9,000円です。この補助事業は、アルツハイマー治療に係る生活負担を軽減して、早期発見、治療につなげるためのものとなります。1人生涯40万円を補助上限としまして、初期の検査費用と治療費について補助をしているところです。財源は市と県で補助額の2分の1ずつを負担しております。この事業は令和6年11月から取り組んでおりますが、令和6年度は補助対象者の方が7名でした。今年度は予算要求時点で18名の方が新規に申請をされておまして、今後の実績見込み等踏まえまして不足額を補正するものがございます。長寿社会課の説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 枘谷課長。

○枘谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枘谷です。それでは障がい福祉課の所管に係る12月補正予算について御説明をいたします。同じく事業別概要によりまして説明をさせていただきます。事業別概要21ページ、次のページです。上段を御覧ください。特別障害者手当費です。これは、在宅で生活される重度の障がいのある方、また、障がい児の方に対する所得補償の一環として昭和61年に創設された制度となっております、著しく重度の障害によって生ずる様々な負担の軽減を図るということを目的として支給をさせていただく手当となります。

手当の種類としましては、20歳以上の重度障がい者を対象とした特別障害者手当、また20歳未満の重度障がい児を対象とした障害児福祉手当、また、従前の福祉手当という制度がありましたが、この制度の対象者であって、特別障害者手当制度の対象とならなかった方を対象とした経過的福祉手当というものがございます。今年度の月額支給額は、特別障害者手当が2万9,590円、障害児福祉手当と経過的福祉手当が1万6,100円となっております、それぞれ3か月分を2月、5月、8月、11月に支給をさせていただいております。

手当の額は消費者物価指数の変動に応じて改定されます物価スライド制が取られておまして、本年4月の額改定で、特別障害者手当は750円、障害児福祉手当と経過的福祉手当が410円、月額がそれぞれ引き上げられたこともございまして、実績見込みを踏まえまして122万円の増額をお願いするものになります。財源は事業費の4分の3、91万5,000円は国庫負担金ということになります。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。それでは生活福祉課の債務負担行為について、事業別概要のほうで御説明いたします。ページは53ページ、被保護者就労準備支援事業費と54ページの生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業費でございます。初めに53ページ、被保護者就労準備支援事業費でございます。限度額は1,594万円、財源内訳ですが、国費が1,062万6,000円で、残りは一般財源となっております。この事業は、稼働年齢層の方で基本的な生活習慣に課題のある方、そもそも働いたことがないという方など、すぐに就労することが難しい方に対し、清掃や農作業などのボランティア体験を通じて就労に必要な基礎能力を身につけていただく就労ボランティアコースと、一般就労に向けて意欲を高めるためにビジネスマナー、履歴書の作成の仕方、模擬面接、事業所見学、就労体験など、多様な支援を行う中間的就労支援コースによる支援を行っており、事業者へ委託して実施するもので、平成30年度からは前年

度の12月市議会に債務負担行為をお願いして、中央人権福祉センターと共同で事業を実施しております。

続きまして54ページ、生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業費でございます。限度額が221万8,000円、財源内訳ですが、国費が110万9,000円で、残りは一般財源でございます。この事業は、学習環境が十分でない児童・生徒に対して学力及び学習意欲の向上を図ることを目的とし、事業者に委託して学習教室を市内3か所に設置し、学習支援を行うものです。こちらにつきましても、平成30年度から前年度の12月市議会に債務負担行為をお願いしまして、こども未来課、中央人権福祉センターと共同で、切れ目なく事業を実施しているところでございます。

今後の取組ですが、債務負担行為の議決をいただきました後は、2月中には公募型プロポーザルで事業者を選定し、4月からも継続して就労準備支援事業と学習支援事業を実施したいと考えております。福祉部一般会計の説明は以上でございます。

- ◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。はい。なしということでありませう。

#### 議案第138号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について（説明）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして、議案第138号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算について、執行部の説明をお願いします。池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。それでは令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。資料のほうは資料1の9ページ～12ページ、また、事業別概要書の67ページを御覧ください。初めに国民健康保険特別会計事業勘定について御説明します。国民健康保険に関わる職員の人件費について、人事異動に伴うものなど実績見込みによりまして、歳入歳出とも合計で1,884万1,000円の減額補正予算を計上しております。

続いて、国民健康保険特別会計の直診勘定についてです。佐治診療所医科・歯科の職員の人件費の実績見込みなど、歳入歳出とも合計で15万8,000円の減額補正予算を計上しております。次に、事業別概要67ページのほうで御説明をします。佐治診療所医科の過年度分の診療報酬を自主返還するための返還金として28万円を計上させていただいております。この内訳ですが、うち、8保険者への返還が23万6,700円、個人292人への返還が4万2,400円です。これは、令和7年6月に中国四国厚生局による保健医療機関等の指導及び監査が実施をされまして、その結果、事務処理について指摘を受けたものです。この指導監査というのは、医療保険制度の健全な運営のために保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的に実施をされておりました。主な指摘内容としましては、カルテへの記載事項が不十分だったこと、在宅医療の訪問看護師事業について誤った算定を行っていたことなどです。

このことについては再発防止策を講じまして、既に厚生局のほうへ改善報告書等を提出しております。今後は適切な事務処理を行い、佐治診療所の運営に努めてまいります。説明は以上

です。

- ◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。平野委員。
- ◆**平野真理子委員** はい。すみません。先ほどの67ページの下段の事業内容で、その28万円の内訳ですが、人数を言ってくさったですね、もう1回ちょっと教えていただいていたいいですか。申し訳ありません。
- ◆**勝田鮮二委員長** 池上次長。
- 池上朱美次長兼保険年金課長** 28万円の返還金の個人の人数ですが、292人です。以上です。
- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。はい。それではないようです。

議案第140号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）について（説明）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは次に議案第140号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について、執行部の説明をお願いします。松本次長。
- 松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。それでは議案第140号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について説明いたします。まず、初めに資料の1、13ページ～15ページまでが介護保険費特別会計のページになります。今回の補正予算は、職員人件費の実績見込みによる増減と、あと、介護給付費準備基金積立金利息の増額の補正が主なものとなっております。個別の事業につきまして、事業別概要のほうで説明をさせていただきます。事業別概要の68ページ上段になります。御覧ください。保険料過年度分還付金についてです。補正額は50万円です。その他の財源は介護給付費等準備基金繰入金となっております。これは被保険者が死亡などによりまして資格を喪失した場合に、その方の保険料で過年度過誤納分が発生した場合、還付するための予算となっております。今年度、実績に基づきまして不足額を補正計上させていただきます。説明は以上です。
- ◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- ◆**勝田鮮二委員長** はい。なしということであります。

議案第143号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第3号）について（説明）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第143号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について執行部の説明をお願いします。池上次長。
- 池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。それでは議案第143号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。資料は、資料1の16ページ、17ページを御覧ください。職員の補正予算内容としましては、職員の人事異動に伴うものなど実績見込みによりまして、歳入、歳出とも合計で826万6,000円の増額補正予算を計上しております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** はい。それではなしということであります。

**議案第152号鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）**

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第152号鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について執行部の説明をお願いします。松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。それでは議案第152号鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。附議案は21ページ、説明は委員会資料の2で行いたいと思います。資料の2の2ページを御覧ください。施設の概要についてです。このたび条例改正を行う施設は、鳥取市総合福祉センターのうち、鳥取市福祉センターさざんか会館についてになります。所在は鳥取市富安2丁目の施設で、この施設では各種福祉事業、ボランティア、コミュニティなど市民の福祉増進に関する活動で使用する会議室や研修室などを提供しているほか、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会などの各種団体等が入居する施設となっております。指定管理者の株式会社さんびるが平成21年度から施設の管理運営を行っている施設となっております。2の条例の一部改正についてですが、2の（1）条例改正の目的です。現在、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が2か所会議室を占用しておられまして、その2か所の会議室につきまして、市民などが利用できる会議室として整備しまして、施設の有効活用を図りたいと考えているところです。

次の2の（2）改正の内容です。この資料2の3ページに図面をつけておりますが、施設の3階にこの2つの会議室がありまして、それぞれ第5、第6会議室としまして指定管理者が利用許可の管理を行う会議室といたします。併せまして、この2ページの表の中にありますとおり、利用料金を設定するものです。この利用料金につきましては、現在も御利用いただいている会議室で同程度の広さの会議室の利用料を参考に設定しています。他の会議室の利用料につきましては、同じく資料2の5～6ページに新旧対照表をつけておりますので御確認いただけたらと思います。

また、今回の改正内容につきましては社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会の使用状況としまして、会議室での利用の一般的にニーズが高い土日での利用が少ないことですか、この第5、第6会議室の広さが利用者が希望の多い広さの会議室であるということがありまして、こういったことを踏まえまして社会福祉協議会と協議いたしまして改正をさせていただくものとなります。現在、社会福祉協議会が占有で利用しておられるということからも、社会福祉協議会が利用しない時間で利用可能というふうな運用をさせていただきたいと考えているところです。2の（3）の施行期日ですが、この条例の公布の日から施行をさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員

の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。なしということであります。

議案第155号鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第155号鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について執行部の説明をお願いします。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。それでは議案第155号鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。附議案は29ページです。説明は資料の2の7ページで行います。7ページを御覧ください。施設の概要です。このたび条例改正を行う施設は鳥取市介護老人保健施設やすらぎとなります。所在は鳥取市的場1丁目で、この施設では要介護状態や要支援状態と認定された方に介護保険施設サービスですとか、短期入所療養介護、通所リハビリテーションなどの介護サービスの提供を行っております。この施設の管理運営は指定管理者の社会福祉法人あすなろ会が平成18年度から行っているものです。入所定員は100名の施設となっております。

2の改正の目的ですが、鳥取市介護老人保健施設やすらぎにおいて死亡診断書などの各種診断書の交付手数料を見直すものでございます。これまでの手数料の見直しにつきましては、3の改正内容等の②のところに記載しておりますとおり、平成26年と令和元年、それぞれ消費税率の改定に併せて行っております。今回の改正につきましては人件費や物価高騰に対応して見直しをさせていただくものです。3の①の改正の内容についてです。各種診断書1通の交付手数料を現在の1,100円から2,200円に増額するものです。この額につきましては、鳥取市立病院と同じく死亡診断書の交付手数料を参考にしておりまして、改正後の額は市立病院の手数料の分と同額となります。そのほか、市内の他の病院の死亡診断書の交付手数料を調べましたところ、鳥取県立中央病院は2,540円、鳥取赤十字病院は4,950円となっております、一般的に3,000円～1万円の程度で設定されているという状況でございました。

4の施行期日です。この改定につきましては一定の周知期間を確保するために令和8年4月1日としております。なお、周知につきましては指定管理者のあすなろ会と連携して行いたいと考えているところです。5に近年の死亡診断書の交付実績を記載しております。令和7年度は9月までで5件の実績がある状況となっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。なしということであります。

議案第156号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第156号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について執行部の説明をお願いします。山形室長。

○**山形孝史地域福祉課指導監査室長** 指導監査室山形です。それでは議案第156号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明いたします。説明資料につきましては、附議案は31ページを、それから、そのほか説明資料といたしまして別添の資料2の9ページを御覧いただけたらというふうに思います。今回の鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行によりまして国家戦略特別区域に限り認められておりました地域限定保育士制度が一般制度化される等の改正が行われ、関係基準も改正が行われました。これに伴いまして本市の当該条例につきましても、地域限定保育士を保育士とみなすこととする改正等の所要の整備を行うものでございます。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が出ておりまして、これの児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備、運営に関する基準の利用児童に対する健康診断についての改正も同じく行われたことから、この条例の関係規定についても所要の整備を行うものです。

改正内容につきましては、障害福祉サービス等の放課後等デイサービスなどの配置される保育士につきましても地域限定保育士についても保育士に含むこととし、規定を追加いたします。また、先ほど経過で御説明した乳幼児健康診査の内容が、利用開始時、定期及び臨時の健康診断の全部又は一部を相当とすると認められ、かつ指定児童発達支援事業者がその結果を把握するときは、この指定事業者が当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされたことから、この内容を条例の規定に加えることといたします。

施行につきましては、公布施行といたしまして、これらの改正に影響のある事業所につきましては、児童発達支援事業につきましては21事業所、それから放課後等デイサービスにつきましては35事業所、それから居宅訪問型児童発達支援につきましては2事業所となっております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

#### 議案第158号鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第158号鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定について執行部の説明をお願いします。松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。それでは議案第158号鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定について説明をいたします。附議案の37ページを御覧ください。これは地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、鳥取市介護老人保健施設の指定管理の指定を行うものです。1の施設の名称です。名称は鳥取市介護老人保健施設やすらぎです。2の指定管理者です。指定管理者は鳥取市川端4丁目115番地、社会福祉法人あすなる会、代表者は理事長の濱崎淳子さんです。指定期間は令和8年4月1日～令和13年3月31日までの

5年間です。提案理由ですが、地方自治法第244条の2第6項の規定により鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定について議決を得るためということになります。

次に資料の2のほうで指定管理者候補の選考につきまして御説明させていただきます。資料2の18ページを御覧ください。施設の名称等につきましては先ほど御説明したとおりです。4の選定された団体の提案内容のところから御覧ください。（1）指定管理料ですが、施設の管理運営に要する経費は利用料金をもって充てるということで、この施設では次の（2）の事業内容のとおり、介護保健施設サービス、短期入所療養介護、通所リハビリテーションなどのサービス提供を業務としております。これらのサービス提供に係る介護給付費ですとか、利用者の負担額などの収入によって運営を行う施設となるものです。これらの収入を指定管理料といいますが、施設の管理運営に使われるということで、指定管理料のほうは設定がございません。

あすなる会では、同じく事業内容のところに①～③まで記載されておりますが、基本方針、サービス向上や職員の資質向上を図りながら、これらの業務を実施するということが提案されました。5の選定理由ですが、選定につきましては市の要綱の定めるところによりまして、この施設が福祉施設等であって職員の頻繁な交代が適当でない施設に該当するというので、公募ではなく現在の指定管理者であるあすなる会について審査を行っております。指定管理者候補者として審査を行いまして、選定の理由といたしましては、社会福祉法人あすなる会が高齢者施設のみならず、保健施設や障がい者施設等の多くの福祉施設を運営されておりますのでノウハウを有しているということや、訪問リハなど施設退所者のフォローや利用者の安全に配慮して運営されていること、第三者委員会や各種委員会を設置し職員研修やサービス水準の向上に努めている点などが評価できるということで指定管理者候補者として選定をされました。

続いて6選考を行った委員会ですが、鳥取市福祉部及び健康子ども部指定管理者選考委員会が令和7年11月7日に開催されまして、審査委員6名で選考ヒアリングを行っております。7の配点です。審査は7の配点のところにありますとおり、1～5の審査項目のうち、施設の管理運営に直接影響がある1～3の審査項目につきまして合計70点満点で提案書類を基に審査が行われました。審査結果につきましては、次の20ページの8の評価点のところに各審査員の得点数が記載されておりますが、評価結果としまして、委員全員の評価点の合計が35点を満たしていること、3つ以上の審査項目に評価点1とする委員がいないということで、評価基準が定められておりまして、この評価基準を満たしているということから、社会福祉法人あすなる会が指定管理者候補者として選考されております。

次の21ページ以降に法人から提出された提案書類を添付しておりますので、御確認いただけたらと思います。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取り難かった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** はい。なしということであります。

請願

令和7年請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願書について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは続いて、請願審査に入ります。令和7年請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願書について、委員の皆様から質疑、意見等ございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。まず、前回9月の委員会で継審とするときにお話ししました、10月5日でしたですかね。健康ひろば、開催していただきまして、そこに相談窓口とそれから検査とかのものを入れますというおでしたので、それについて実績の報告をお願いできますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。10月の5日に健康ひろばが開催されまして、その場に聞こえの相談コーナーということで、今回初めて設置をさせていただきました。このコーナーでは、言語聴覚士さんですか、あと、認定補聴器技能者さん1名の方、それから中央包括支援センターの理学療法士、それから保健師等で対応をさせていただいたところです。まず、聞こえについてのチェックといたしますか、機器によるチェック、それからその結果や、聞こえのチェックシートを基にした相談等を受けておるところでございます。

実績としましては、合計30名の方がコーナーに来ていただいて、聞こえのチェック等していただいたところです。年代としましては40代～90代以上ということで、幅広く来ていただいております。

そのときに聞こえのチェックシートで項目のチェックをしたところ、一番チェックがたくさんついたのが会話をしているときに聞き返すことがよくあるというチェック項目に18名の方がチェックをされたということで、项目的には多くなっております。耳鼻科を受診しておられる方というのが通院中の方が3名ぐらいおられたところですけども、1年以上、未滿、受診していない方がほとんどということです。補聴器を使用しておられる方が1名来られまして、相談等を行いました。専門職が受診勧奨した方は30名のうち、10名の方という結果になっております。

言語聴覚士、認定補聴器技能者とも聞き取りをされて、最終的には耳鼻科の受診を勧奨されたりですか、調子が悪ければ早めに補聴器を調整してくださいといったようなことで、アドバイスをされたという結果でございます。機器によるチェックの関心が、皆様、想定よりも高く、ほぼ全員の方希望をされたために待ち時間がちょっと多く発生してしましまして、今回は1台だったんですけども、実施するときには機器が2台あったほうがよかったのかなというところ、体制を整えていく必要があるのかなというところございました。説明については以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 ありがとうございます。今回健康ひろばで実施されたことによって、今後、市としてこうした機器によるチェックの回数だとか、場所だとか、また聞こえの相談とかです

ね、こういったことを今後、どういうふうにしたらいなというふうに今回感じられましたでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。やはり聞こえの相談コーナー、想定していたよりも多くの方に御参加いただけたなと思っております。直接お話を聞かせていただいて、その方に合った内容のアドバイスというのできるということで、非常に効果のある事業かなというふうに感じておまして、それで、この10月5日の健康ひろばの後、保険年金課の医療費適正化推進室が糖尿病予防キャンペーンという事業を市民交流センターの多目的広場でされて、11月27日なんですけれども、その場もお借りして聞こえのフレイルに関する啓発をさせていただきました。ここではキャンペーンに参加された41名の方のうちの25名の方にチラシ、聞こえのチェックシートをお配りしまして、説明を実施したところです。

1つでも項目に該当された方が20名ぐらいおられたので、やはりチェックシートをすると結構聞こえについて何らかの不安といいますか、問題がある方がおられるのかなというところで、実態のほうもチェックシートを指定することの効果といいますか、そういった皆さんが聞こえについて大切なんだということを認識していただけるような啓発にもなっているのかなと思っておまして、今後も医療費適正化推進室さんの健康の、そういった相談会とかを活用しまして、1月と2月にも実施していきたいと思って準備を進めているところです。

あと、保険証のほうに、新規の介護保険証をお送りする方に、これまでチラシを入れていたんですけれども、それをちょっと新しくしまして、こういった聞こえのフレイルのところの項目を加えて、配布するようにもさせていただきます、こういった啓発事業を今後も取り組んでいきたいなというふうに思っているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。ありがとうございます。今後、その10月5日以降もそうして下さったこととか、いろんな、市で健康に関する事業をされるときに聞こえの相談コーナーをもってくださいたりとか、今後していかれるということで、またその様子を見ながら、さらに地域に広げていくとか、そういったこともまた検討いただければなというふうに感じました。

それで、10月5日の健康ひろばについてのことで、その実績とか聞かせていただきましたので、この今回の請願の補聴器購入に係る公的助成制度創設ということについても、そうした検査とか、相談ということをしっかり本市がしていくことによって、単に助成制度を設けたということだけではなくて、当初の目的である加齢性難聴への支援につながっていく、認知症予防につながっていくっていう意味があるということですので、この制度自体についても前向きに進めていくことも必要ではないかなというふうに感じております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 ぜひ、委員の皆さんに前回の継続審査にした、この健康ひろばの取組を、先ほど課長から報告していただいたことについて、感想や御意見、それと絡めての補聴器助成についての御意見をぜひ、委員の皆さんからも聞きたいというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** 説明いただきましてありがとうございます。健康ひろばを10月5日にさせていただいて、先ほど最終的には今後もいろいろな啓発事業をしていくんだということをおっしゃいました。大変期待するところでありがたく思うんですけども、その今そういう状況の中で、いわゆる補聴器購入に関する公的制度を創設ということは、まだつながらないんじゃないかという思いがあります。まだ、いわゆる前定例会の市長答弁にもありましたとおり、いわゆる他都市の状況を研究するとか、まず、本市の状況を把握するといったような答弁だったと思うんですけども、まだその段階ではないかというふうに思いますので、じゃあ、ここで、はい、創設しましょうということには、ちょっとつながらないのではないかなというふうに思いました。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員

◆**西尾彰仁委員** 私もこの10月5日の結果を聞かせていただきました。市長も言われたように、実際にこういうニーズ、要望がどれくらいあるのかということ、そういう聞こえのチェックシートであったり、特にいいなと思ったのはフレイル予防というところが大切だなと思ったところでございます。それでこの加齢性難聴の補聴器導入ということですけども、まだしっかりと実態や状況、またフレイル予防なんかを行っていただいて、公的助成が本当に要るのか要らないのか、その辺を見極める必要があるので、現段階で加齢性難聴の方への導入というには、ちょっと早合点といたしますか、早過ぎるのではないかなと思っております。

今後このような聞こえのチェックシートを使っていただいて、状況把握に努めていただくとともにフレイル予防なんかをやっていただいて、しっかりと状況を把握して、本当にどのような支援や助成が必要なのかというのを見極めるほうが必要ではないかなと私は思います。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岡田実委員。

◆**岡田 実委員** 本当にこのたびの10月5日の取組をしていただきまして、ありがとうございます。その中でもあったように、そこに来られる市民の皆様方は自分の聞こえに対して不安を持たれている方が多かったと思います。その中でも次の耳鼻咽喉科というところですか、その中でも本当に点検だけで終わるのではなくて、さらに不安を感じてたりとか、聞こえにくかった方については、医療のほうに結ばれていったというところもちょっとお聞きしました。そんな中、ちょっとそこと、質問といたしますか、並行してなんですけども、そもそもその聞こえのチェックシートというところも、多く配布というんですか、広く市民の方に啓発されていったと思うんですけども、その聞こえのチェックシートに対しての、このたびの10月5日ではない場面での反響というんですか、どれくらい使われたりとか、あるいはそのことによって指定してあったというか、紹介してあった耳鼻咽喉科、何院か書いてあったですけども、そちらのほうに相談が増えたとか、そういったフィードバックというものはありましたでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。聞こえのチェックシート6年度から始めておりまして、フレイル予防の事業ですとか、地域包括支援センターの相談業務ですとかで使っている状況ですけども、実際その方がチェックをされて、耳鼻科に行かれたか

とか、そういったところは正確に把握していない状況です。ただ、やはりそのチェック項目、チェックをすることで気になった方からそういった専門職にその場で相談されたりといったところで、専門職がまた耳鼻科のほうにとか行ったり、そういったアドバイスをさせていただいておまして、実際に耳鼻科に行ってくださいとはお伝えはする、行ったほうがいいですよとお伝えはしますけども、実際に行きましたかというところまではちょっと確認ができていませんので、あと、耳鼻科さんのほうには、東部医師会を通じてこういったチェックシートを配っているというような情報提供はさせていただいておりますので、耳鼻科のほうでも御協力をいただいているのではないかなというふうには考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 その10月5日のところにちょっと話戻すんですけども、30人参加されたうちの10名の方に受診勧奨されたというところがあるんですけども、そこについてはその方たちが次にどう動かれたとか、勧奨もどのように勧奨されていたのかなというところを、もし分かれば詳しく教えていただきたいところです。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。アドバイスで受診を勧めた方のうち、具体的に補聴器をつけておられる方でちょっと補聴器の十分な調整が行なわれていないという方について、購入店での相談を御案内したりということですか、あとは聞こえないままじゃなくて耳鼻科に行ってくださいねっていうような受診勧奨っていうのをメインで行っておりますが、いただいている感想としましては検査してもらってよかったとか、あと、耳のいたわり方、耳、聞こえが悪くならないようにするための方法ですか、そういったところのアドバイスをしたりですか、中には歳だから仕方がないっていうようなことで諦めておられる方もおられたので、そういった方にもそういうことではなくてというようなところで、調子が悪かったら耳鼻科に行ってくださいねっていうところでの勧奨止まりということで、実際に医者に行ってみますというような御意見をちょっといただいたようなところにはなっていないんですけども、やはり専門の言語聴覚士の方ですか、認定補聴器の技能者さん、専門職さんからのアドバイスですので、きっと行っているのではないかなというふうにはちょっと期待しているところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。30名来られた中での10名の方に対して勧奨されたということは、ここ、かなり大きい数字じゃないかというふうに捉えることができました。一方ですけども、私この継続審査の期間中に、市民の方なんですけど、80代の方なんですけど、やっぱりちょっと自分は耳が聞こえんだって言うておられる方があって、ちょうどその方に聞こえのチェックシートやっぱりお渡しして、直接、耳鼻咽喉科もそこにも書いてあったもんですから、そこに行って受診してきたらどうだろうかということで、まず、チェックシートしてからということで簡単に僕なりに話をして、でも、これだったら行ったほうがいよねということで行ってもらいました。その後どうなったかという、やはり補聴器を購入されたということになります補聴器もやはり数十万円の、結局かかってしまったというところがあります。

こういう事例をちょっと踏まえてと、もう1つなんですけども、年齢の加齢のこともあったと思うんですけど、90代の方で知り合いの方がいまして、その方はいつも補聴器つけて、会話が始まるとすぐにこうとか、落としたけ、どうこうとか、常に年齢は重ねていったとしても補聴器の大切さというものをとても日々、使っているという現状がございます。そういうことを見たときに、ここから私の意見というかなんですけども、やはり聞こえにくい方、あと、自分の集落の回りの方たちなんですけども、何人も補聴器をつけておられます。自分の身の回りの方の補聴器の設置具合を、設置っていうんですか、つけている具合を確認したときにその補聴器の需要の高さというものを感ずるものであります。

なので、結局聞こえのチェックシートなどでそのフレイルの予防も確かにそうなんですけども、今の身の回りの市民の方のおかれている状況を考えるときに、かなりの方がやはり補聴器というものを必要とされている方が多いじゃなからうか、これは数値的なものではないんですけど、私の身の回りのことなんですけども、そういうことを勘案したときに今回の請願につきましては、そういう補聴器を購入するに当たっての制度化してほしいと、周辺の市町のことについても情報は書いてあります。だから、市町を研究するというよりか、もう既に回りの市町のこと結論としては出ていると思います。

また、補助金の額も、補聴器丸々買えるような金額ではなくて本当に背中を押す程度ではあるんですけども、そういう市が市民に対する寄り添っていか、そういったところを見せるっていか、支えていってあげられる場面ではなからうかと思ひます。そういうことを考えるときに、私はやはりこの請願についてはやはり進めて、請願のとおり、制度化というものを進めていってあげるときが既に来てるのではなからうかと、これから検査しても調査しても結局は同じことの繰り返しになりますので、後はいかに早く制度化するのかという段階に入っているのではなからうかというふうに思ひますので、早急に着手すべきだと思ひますのでという意見でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 皆さんから感想を出していただいて、私も市民健康ひろば、行かしていただいて本当に一番の奥まったところで、なかなか分かりづらいたところでしたけど、そこにやっぱりちゃんと足を運んで相談をしておられる方がやっぱりたくさんおられるということで、その要望をやっぱり強いものだというふうに思ひました。チェックシートだとか、それから聞こえの相談会だとか、そういうことは本当に続けてやっていかないといけないし、せっかく作ったチェックシートもたくさんの人に見てもらって、自分で感じてもらうということが必要だと思ひます。

だけど、それで、耳の聞こえがよくなるということにはならんのですよ。やっぱり耳鼻咽喉科の、学会がちゃんと出しておられるのは、やっぱり耳、よく聞こえるようにするためには補聴器が必要だというふうに言っておられるので、だから必要だというふうに思ひます。岡田議員言われたように、本当に額は背中を押す程度が鳥取県内の状況ですけど、これも別にそれがベストではありませんので、やっぱりそれはちゃんと考えて購入しやすい金額にする必要はあると思ひます。

最近の日本海新聞に聞こえないと、人と会話をしないと認知症が進むというのが、記事が載っていました。聞こえないとやっぱり会話も面白くありませんからしません。やっぱりそれを認知症予防ということでしっかり補聴器の助成制度、この機会に意見書を上げていくということが請願書に込めていくということが大事だというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 岩永委員さん、ちょっとお聞きしたいんです。今の意見書を出すっておっしゃっていましたね。これ、意見書を出す請願書でよかったのでしょうか。

◆岩永安子委員 違いますね、はい。違います。請願書です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、いいですか。訂正されますか。

◆岩永安子委員 はい。訂正します。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 すみません。先ほど、このどなたさんですか、加齢性難聴、その難聴者に対する支援ということと、この助成制度とはちょっと違うんじゃないかっていう話で、ちょっと私も気になる点が1つありまして、この請願書の下の方の、このようなことからいう下から4番目岩美町の前のとこですけど、この2026年度予算編成に当たって鳥取市が聞こえのチェックシートにとどまることなく、加齢性難聴者の補聴器購入に係る独自の公的助成制度の創設に着手し、そのニーズの高まりに応じてその内容を充実していこうとする施策を示すことを請願しますというふうにあって、ここのところになると、ちょっと主張の部分だと思うので、そうすると請願者の方が何を主張されているのかっていうところが、ちょっと私自身がこの段差を感じるんですね。もうこの9月の時点でお話くださったので再び聞くことができないんですが、ここのところが、この今、じゃあ、このことが2026年度の予算編成に反映されることなのか、この辺のところちょっとすとんと入らないところがありまして、もし説明していただくことができれば、教えていただきたいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。いいですか、聞いてもそんなこと。これってあれですかね、もう委員間討議にせないけませんね。どうしたらいいですか。

◆勝田鮮二委員長 委員間討議とします。岩永委員。

◆岩永安子委員 請願趣旨は、補聴器購入の公的補助制度を創設することということです。全国には既に500を超える公的補助制度をつくっている自治体がありますので、そこはいろいろ見てみると一度つくって前進させるところもあるので、つい、こういうことも書かれたというところもあると思いますが、鳥取市はつくっておりませんので、公的補助制度を創設することという請願趣旨を酌んでいただけたらというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 私はこの助成制度っていうのはいろんな意見があると思うんです。例えば以前の委員会でも、執行部からの説明の中で、この補聴器っていうのは本当個人差があって、買ってもなくしたり、壊したり、使わなくなってしまうと、そういったところに助成制度を設けることが必要なのだろうかということを初めの頃に伺いました。なので、そういう意見の方もあって、本当は買いたいけれども、やはり高額なので買えないと、幾ら助成制度があ

っても買えないと。

だから、様々な人の意見がありますので、本来これはどういう目的なんだっていうことを明確にして委員会としても考えていかないと、この請願理由の中にこのニーズの高まりに応じてとか、そういう雰囲気だけでいくとそういう雰囲気じゃない方もいらっしゃるので、要するに何が目的なのかということを確認にしていくこともあるかなと、請願趣旨がこうなので理由は付け加えたようなものでっていう、あまりそうじゃないんだっていうことになりますと引いてしまうっていいですか、そうじゃない人のことも思ってのやはり制度を創設していくっていうことを進めたいなっていうふうに考えたりするところです。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。平野委員。そうじゃない人っていうのはどういう人のことでしたっけ。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 買いたくても買えない人がいるとか、それから周りの中で市民の中には補聴器な、いいけども、合わないこともあるよねとか、いろんな補聴器に対するいろんな考えのある方のことです。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 鳥取市は補聴器に補助制度、公的補助をやっぱりするだけじゃなくって、認知症予防になる、あるいは社会参加進めることになるっていうことが、補聴器購入だけじゃない仕組みとしてやっぱりつくっていかないといけないということは、これまでの取組の中で経験、つくり上げてきているわけですね。なので、そういう取組とともに、補聴器の公的な補助制度を創設するということが私は意味があることだというふうに思っています。

なので、これまでのチェックシートのことや聞こえの相談コーナー、相談会の取組、本当にこれをずっとやりながら補助制度をつくっていくことで、補聴器買ってもなかなか利用できないという方がやっぱり利用できるようになると思いますし、せっかく買った補聴器を使えるようになりますので、やっぱり両方の取組をきちんとやっていくということが大事じゃないかなというふうに思っております。今はやっぱり公的補助制度をつくっていくということは大きな意味があると思います。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 公的なその助成制度の件なんですけども、既に今、この鳥取市もですけど、今、日本というですか、あるものについては聴覚障がい者の方におかれましては、これは手帳を持たれている方じゃないといけないんですけども、生活保護に関する方については全額免除というところで補聴器はみておられますし、それから低所得者の方におかれましては1割負担、自己負担額が1割負担というふうな実際、公的制度があるわけでありまして。今、論点になっているところは加齢性難聴と。なので、医学的に見てどこまでが、ちょっと私も医者ではないので分からないんですけども、どこまでがその聴覚障がい者として認定されていくのかっていうそのラインが明確に出ないんだけど、1つ言えることは明らかに聞こえなくなっていて、生活に支障が出ている方がこれだけ増えてきておられるというのが事実なわけなんです。

だから、今、私の論点とするとその加齢性難聴という今まで明確にはなっていない部分なんですけども、実際に聞こえない難聴の方がおられるので、そこに対して公的な支援制度っていうものはあってもいいというか、もうあるべきだと、今の社会情勢から見たらあるべきではなかろうかというふうに思います。

◆**勝田鮮二委員長** 委員間討議はこれで終わってよろしいでしょうか。はい。委員間討議はこれで終わります。そのほか意見のある方はございますか。魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** 今まで議論されて、それから市民健康ひろばの開催状況もお聞きしましたけども、私が思うには、平野委員が言われたようにそれぞれの聞こえの個性がありますので、やはりこれは耳鼻科にね、耳鼻科に行って実際の自分の状況を客観的に判断できるような運動を進めるべきじゃないかと思っています。しかも、その補聴器をしても、言われたように聞こえの周波数によって合う人や合わない人や、中の内耳のどの周波数が聞こえないかとかいうところまで響いてきますので、一律にじゃあ、全部拾って高価な補聴器をつければいいのかというような問題じゃなくて、やっぱりそれぞれの難聴の方の正確な状態というのを診断で調べるようなことをまずはしていかないと、安易に補聴器、じゃあ、つけばいいというような問題じゃないかと私は思っています。ということで、もう少しやっぱり運動を進めていくべきじゃないかなと思っています。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岡田実委員。

◆**岡田 実委員** すみません。今の魚崎委員さんのおっしゃられたことについてなんですけども、耳鼻咽喉科のほうに行かれました、耳が聞こえないとおっしゃっておられる方々は大体が、咽喉科の先生方ですね、早めの補聴器をつけたほうが生活はより楽になりますよというふうなアドバイスをされているというふうに思います。だからこそ、その聞こえのチェックシートとか、この市民のひろばというところはやりつつも耳鼻咽喉科のほうにつなげていかなきゃいけない。つなげるとやはり必ずと言ったらちょっと、つなげるとほぼほぼが補聴器のほうをやっぱり勧められているっていう状況を見たときに、じゃあ、いつまで待つのかと、いつの段階になったらこの議論が本当の市民の実態なんだっていうふうに話合いができるのかっていう、そのときの部分がすごくちょっと私が、違和感がありまして、もう今が時じゃないかなっていうところがありましたんで、行くことも含めてこの制度をやってもらいたいのがありますし、もう1つ、今の市町、ほかの市町の補助制度の中では必ず出てくるのは医師の診断によってやはりこう認められたものというところがありますので、勝手に自分で買ってしまったものに対する助成制度ではありませんので、必ずそこには医師っていうものがかんでいるところがあるので、そこも付け加えておきます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** はい。先ほどの実績の説明の中で、30名のうち、チェックシートとかされて多かった御意見が、この会話しているときに聞き返すようになったっていう方が18名いらっしゃったということで、ここだけの数だけでいろんなこと判断するのは難しいかもしれないんですが、やはり今この社会がこの高齢化して行って、高齢者人口が増えて、この加齢に伴って耳が聞こえづらくなるという加齢性難聴への支援の重要性が高まっているっていうことは事実と

いうふうに思うんです。それが今の報告のあった会話して聞いて聞き返すことが多くなったっていう1つの感触なんです、だからといって、すぐに耳鼻科に行こうっていうことにはなかなかかなりづらいと思います。

ですが、難聴になるとやはり人や社会とのコミュニケーションを避けがちになったり、その後、社会的に孤立する可能性が懸念されるっていうところをやはり防いでいくっていうことが大事じゃないかなっていうふうに思います。そういう意味で補聴器が1つそういった補助になるっていう、そういった孤立化しない、助けになるっていうことですので、その補聴器に向かっていく1つのきっかけになるためのこの検査であったり、聞こえの相談コーナーであったり、こういったこと、そして、先ほど言われたチェックシートということは非常に重要だと思いますので、ここのところをしっかりと進める中で、いよいよ買うときにはこういう支援もありますから安心して進めていきたいと思います、市民の方に対するこの本当に支え、サービスになる制度ではないかなっていうふうに私は考えます。そういう意味で、先ほど残念なのはこのチェックシートにとどまることなくっていうこの文が、でもね、いやいや、これをどんどんやりましょうとこちらは思っているところですので、何かこの否定したり、何か賛成したりってこの辺のところがちよつとよろよろってするとこなんですけれども、やはり市が今まで取り組んできたチェックシートも重要、また、こういうことがあるからまた、言いやすいですし、それから検査とか、相談コーナーをしっかりと持って孤立しない体制を鳥取市が進めていくっていうことが重要だというふうに私は考えますので、加齢性難聴がじゃあ、何歳からだとか、どれくらい補助するだとか、そういったことは、細かいことは、それを考える方たちが、実務の方が検討していかれたらいいことで、そこに対して少ないだ、何だかんだっていうことではなく、進めていくことは大切かなっていうふうに私は考えます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。執行部にお尋ねします。今11月27日のことを私もちょっと把握してなくて、教えていただいてありがとうございました。41名の方が相談されたということですけども、そういった意見も聴取する上でやっぱりこの聞こえのチェックシートとか、相談室だけでなく、受診勧奨続けていけないといけないなとか、やはり平野委員も言われているようなところですけど、伴走型といいますか、じゃあ、ここで医者に行って相談してくださいって、お医者さんに言われて補聴器購入を勧められたら買っていただきではなくって、寄り添っていくことの大切さだとか、必要性を今回の利用者さんの意見を見て感じられたのかどうかお尋ねします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この聞こえの相談会等、初めて開催いたしましたして、実際そのチェックシートをしていただいた方への相談っていうことで初めてさせていただいた中で、やはり聞こえについて皆さんが知られないことがすごく多いというところも事実として把握したところなんです。そういったことがあって、現在補聴器を持っておられてもつけていないとか、合わなくても直さないっていうような、持っておられる方のそういった使用していない状況もつながっているんじゃないかなというふうに考えているんです。

確かに補助制度があれば補聴器を買うきっかけにはなるかとは思いますが、その前にやはり聞こえのことについてちゃんと理解をしていただくということがその後の適切な補聴器の使用につながるというふうに考えております。鳥取市は聞こえのフレイルということで令和6年度から事業を開始しておりまして、今年度2年度目です。まだまだ市民の方へのそういった聞こえの大切さということの啓発が不十分な点があるのではないかというふうに考えておりまして、やはり実態としてそういった補聴器を持っておられてもつけておられないですとか、いう話が結構、実際は聞かれるものですから、補助制度をつくって補聴器を皆さんが持たれても、大体もうどの自治体におかれましては一度だけの補助なんです。ですから、次にもっと聞こえなくなってきたときに新たな補聴器を買おうと思っても補助制度がないということで自費で買われるというような実態にもなっているということで、やはり長寿社会課としましては、昨年度から始まった事業ということもありますし、もっと皆さんに聞こえの大切さについて啓発する機会を持ちながら進めていきたいなというふうに考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。お答えいただきました。松本次長の今の答弁から、本市が独自の公的助成ではないですけれども、独自の支援体制を構築しようとしているという姿勢が理解できました。

それでまた、ちょっと別の質問ですけれども、先ほど岩永委員の発言からもありましたけれども、全国には500を超える支援制度があるんだということですが、加齢性難聴に対する補助制度を設けられている市町村等、幾つぐらいあるか執行部把握してますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。全国の調査につきましては、年金者組合のホームページでの把握になるんですけれども、2025年の12月1日現在ということで公表されておりまして、自治体数が全日本年金者組合中央本部調べということで44都道府県のうち、527市町村で実施されているということで公表されておりまして、付け加えますと廃止された自治体も記載が2自治体ほどあります。ですので、44都道府県で527の市町村が実施されているという状況でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加齢性難聴ということでお聞きしたんですけれども、難聴というか補聴器購入の支援の数ではないですかね、今のは。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。そうですね。この調査につきましては年齢が書いてありまして65歳以上であったりとか、18歳以上年齢制限なしというような項目になっておりますので、加齢性難聴ということではなくて補聴器の制度ということでの調査結果です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。お答えいただきました。加齢性難聴ということでの補聴器購入に関する公的助成制度の創設が明らかにされているというところが難しいところでして、ただ、

診断書は出てくるとは思いますので、岩美町の参考例が紹介されたんだと思います。なので、まだまだ研究を要する部分があるし、ほかの市町村も補聴器購入であるとか、診療の補助というものが考えられているところかなと思います。

岩永委員から聞かれましたけど、この間何をしとったんだというところですけども、継続審査中、海外の事例、一部紹介されてありますけども、欧米諸国と比べということで調べてみました。ヨーロッパでは100%補助する国もある。だけれども、国民皆保険制度があるかといったらそれはまた違うわけですし、日本は日本独自のものがありますし、現在348ですか、指定難病のうちにも若年性の難聴であるとか認められているものはありますし、その段階があると思うんですよね。その優先すべきところに明確な補助をしているのが日本の医療保険制度なのかなというふうに感じておりますので、もうしばし、研究が必要なのかなと。いきなり購入の補助ではなくてその間のところですね。診断を受けてもらうまでのところの伴走というか、寄り添ってあげる姿勢を構築していく。それをまさに今、始めたところありますので、もう少したくさんの方の意見を集約してしかるべき金額であるとか、補助制度の在り方だとかをこれから練っていく段階であるのかなと、感想でありますけれども意見として述べておきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 この公的補助制度を実施するに当たっては、やっぱりちゃんと受診だとか、それからその後のフォローだとか、そういうことがやっぱり一緒にならないと、これだけ全国でやられとってそこでいろいろもう既にそういう仕組みづくりっていうのはされてるんですよね。なので、あまりそこに心配されなくても全国のいい実践例はたくさんあると思いますので、私は踏み出すとき、まず、実施をするということを決めて周辺のことと一緒に準備していくと、その準備も幾つかもう既に進んでいるという段階だというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 1つお願いといいますか、意見なんですけども、先ほど松本次長さんのほうがおっしゃった補聴器を購入された後に使っていない事例があると。その方たちっていう方がどうして使っていないかっていうことを今、聞こうと思ったんですけど、聞いてもそこまでは、もし分かれば教えていただきたいんですが。私の感じるところなんですけども、大体自分でお医者さんに行かずに自分で判断されて購入された。だから、フォローもない状況の中で使いにくくなってしまっているというパターンによく出会いました。

一方では、耳鼻咽喉科を通してしっかりと判断していただいた上で購入された方については、まず、実験段階があったりとか、これは先日の事例なんですけども、実際につけてみられて、これが聞こえるか聞こえないっていうことを確認された上で、じゃあこれを購入しましょうかという、かなり購入までに期間を要してます。使った後には耳にちゃんとハマっているのかはまっていないのか、音はどうなのかっていうフォローをしていますので、その辺りの使われていないところを単に言うものもあるんですけども、なぜ、じゃあ使わなくなったかというところもやはり調べていただきたいなというふうに、ちょっとこれはお願いなんですけど、よろしくお願ひします。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 先ほど松本次長の説明をいただきました。私、最初に述べたこととほとんど一緒のことになるかと思うんですけども、この前の市民の方からの意見でも、今おっしゃったように購入してもつけてないしというような方がおられるということも分かってきたと。それで、なおかつ、前回の市長答弁でも医療機関での受診も受けてほしいというようなこともありまして、なおかつ、それで啓発事業としてこれからもいろんな計画を1月、2月もしておられるという段階であるんで、捉え方かもしれんですけども、ちょっとまだ、またそういうところでの市民の方々の意見、また、そこではいわゆる意見いただくばかりじゃなくて、こっちからの啓発のことを進めたりとか、また、質問とかもあると思うんで、そういうことも経過してからの取組でいいんじゃないかというふうに思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。なければ質疑を終結します。それでは討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 先ほど、松本次長のほうからも全国で527市町村が補聴器の公的助成をやっているという紹介がありました。鳥取市も既にチェックシートをつくり、聞こえの相談会もこれからもやっていく、そういう体制をつくっていこうと踏み出しているときです。そのときにやはりいざ補聴器が必要となった場合は、助成制度が鳥取市にありますよということがあるかないかで、せっかく耳の状態やっぱり悪いんだな、先生に悪いって言われても買えないとか、既に持っている人もあるかもしれませんが、高齢者まだまだ増えていきますし、40代から加齢性難聴は出てきます。そういう中で助成制度が本当に背中を押すって岡田実委員言われましたけど、そういうことになります。ぜひ、市議会、委員会が後押しをしたいというふうに思いますので賛成をいたします。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私はちょっとこの請願には反対の立場で話させていただきたいと思えます。まず、文面審査ということで、この中に、趣旨の中に加齢性難聴者への補聴器購入という加齢性難聴に限られているという部分と、もう1つ、平野委員さんも言われましたが、この下のほうに、これですね、この聞こえのチェックシートにとどまることなく加齢性難聴者の補聴器購入に係るという部分があつて、施策を示すことという、これがちょっと理解不能という、文面審査であれば、これがちょっと理解不能という点があります。

また、海外の例も載っていますけども、海外は海外で、副委員長も言われたけども、ちょっと日本とは制度が違っておりますので、日本の場合、本当に聞こえなくなれば完全に難聴者ということで、しっかりした支援が受けられると思っております。ですから、この制度がある、制度したから、この金額が高い、安いはまた別にして、これで、補聴器がしっかりつけてただけのことにつながるかということは、ちょっと疑問を感じることでありまして、現段階ではしっかりとやっぱりフレイル予防をしたり、この補聴器の意味を知ることが現段階では必要ではないかと。この補助金ありきで、これを推さんとは言いませんけども、あまり推さないのではないかなと私は考えるところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。なければ、これより令和7年請願第2号加齢性難聴

者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願書を採決します。本請願に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

- ◆**勝田鮮二委員長** はい。挙手少数と認め本請願は不採択と決定しました。それでは不採択の理由の確認をさせていただきます。委員の皆様から御意見等ございますか。そうしましたら、今、多くの意見が出ていますので、正副委員長のほうでまとめさせていただくということによろしいでしょうか。そうしますと、午前の部はここで終了したいと思います。13時から再開したいと思しますのでよろしくお願いいたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 12 時 58 分 再開

#### 請願

令和7年請願第8号 年金積立金の一部活用で、物価上昇に見合う年金引上げと保険料の引下の検討を求める意見書の提出を求める請願について（質疑・討論・採決）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは再開いたします。続きまして令和7年請願第8号年金積立金の一部活用で、物価上昇に見合う年金引上げと保険料の引下の検討を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。岡田実委員。
- ◆**岡田 実委員** 聞く前に、これ質疑というところですけど、確認なんですけども。この請願の文書の中には、財源のところの年金積立金が現在304兆円っていうふうになってるんですけども、これ、私がちょっと調べたところによりますと、2025年の9月末現在では、GPIFっていいですか、年金積立金管理運用独立行政法人ですか、そこが出したところによると277兆円ということで、27兆円ほど下がっているというところもあるんですけど、それはそういう認識でよろしいでしょうか。
- ◆**加嶋辰史副委員長** GPIFの運用資金と、年金積立金の総額についての。
- ◆**岡田 実委員** もう1回言い直しましょうか。
- ◆**勝田鮮二委員長** はい、どうぞ。
- ◆**岡田 実委員** はい。年金積立金というところなんですけども、この年金積立金は304兆円っていうふうになっているところなんですけども、今ちょっと調べてみたら2025年9月末では277兆円ということになってりまして、そうなる、ちょっとそこの入り口のところの今の積立金が減っているというところを見ると、ちょっとまた考え方も変わってくるのかなというところもあったもんですから、もし分かればお願いします。
- ◆**勝田鮮二委員長** 池上次長。
- 池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。すみません。私のほうがちょっと調べたというか、持っている資料が、少し時点が古いんですけど、2025年の3月27日に開かれた社会保障審議会の年金数理部会の議事録を見させていただいて、その中では、その議論され

た中の議事録においては、公的年金制度全体の時価ベースの年金積立金は前年度に比べて53兆円の増加で304兆円となりましたというような話が議事録として載っていたので、そういう認識で私のほう、おりましたけれども、ちょっと時点が古いかもしれません。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。ありがとうございます。ちょっと入り口の確認っていうところだったんですけど、これ、ちょっとここ確認した理由なんですけども、あと、この請願の中に、最初のところからなんですけども、マクロ経済スライド、年金減額制度と略すというふうな形になってまして、これ廃止するというふうな形で、これが大前提としての条件として上げられてるのがこの請願だったです。

物価上昇に見合う年金引上げと保険料の引下げの大前提としてマクロ経済スライドを廃止するというふうな形で取れまして、マクロ経済スライドっていうのは、皆さんも御存じのとおりだと思うんですけども、そのリスクですね、物価とか賃金の上昇に応じた年金額の制度、年金の金額を改定するときに、その増加幅分を結果的には抑制する部分もあると思うんですけども、そういう抑制する仕組みがあるとなっています。

なので、実際には増え方が小さくなって、実質的な目減りをしてしまって、自動的に減額になってしまうっていうふうな部分も見えるんですが、一方では、将来的なこの年金の積立金の財源っていうのですか、そこをやっぱり確保するためのものにつくられたというふうに聞いておりまして、それをその検討がない前にこれを廃止するっていう形で、ここでまとめている、廃止をちょっとここで表現してしまっているところにすごく違和感を感じるっていうところがあります。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 この請願は、1つはマクロ経済スライドを廃止する、物価上昇に見合う年金引上げと年金の保険料引下げの検討を求めるという意見書を上げてほしいという中身になっています。さっき抑制する仕組みだというふうに、ごめんなさい。短く言っちゃうと、抑制する仕組みだって言われたんですけど、私も日本年金機構のホームページでマクロ経済スライドとはというのを調べてみました。

1つは、賃金・物価の上昇率が大きい場合はマクロ経済スライドによって調整が行われて、年金額の上昇については調整率の分だけ抑制されます。賃金・物価の上昇率が小さい場合は、年金額がマイナスになってしまう場合は年金額の改定は行われませんっていうことで、額改定なし。賃金・物価が下落した場合はマクロ経済スライドによる調整は行われません。年金額が賃金・物価の下落分のみ引き下げられます。グラフはありました。みんな、要は、この赤い線で下がるようになっているというのがマクロ経済スライドの考え方だというふうに私は理解しました。

先方304兆円で、これは2023年も24年も積み上がっています。さっきこのグラフを紹介したんですが、このグラフは、2015年の4月1日、日本年金機構の更新になっていたホームページから取ったやつです。ここの文書で、ここの頭に説明があったんですが、その中に現役の被保険者の減少ということが文書の中に、2015年の文書の中にはありました。しかし、今は積立

金が増えてきている1つの要因として、運用益もいろいろね、使われているということと、それから厚生年金の加入者が増えているということも最近の分には書かれていて、そういえば、パートの人がね、厚生年金入れるようになったとかいうようなことでいくと、以前の2015年頃の事情とは違ってきている。それが年金積立金を増やしてきている要因にもなっているというふうに理解をしました。

こういうふうに年金積立金が増えてきているの、ここに書いてある請願はその一部を使って、全部使えって言うてるんじゃないくて、一部を使って物価上昇に見合う年金を引き上げてほしいと。また、保険料の引下げ、これらを検討してほしいんだということで、私、非常にもっともな要求だというふうに思って読みました。本当なら、マクロ経済スライドも今年たしか5月か6月、制度が変わってというか、国会で引き続きマクロ経済スライド続けていくんだということになっちゃったというふうに理解しています。どうあっても下がる、このマクロ経済スライド廃止してほしいっていう、これ分かりますし、多くの積立金を一部を活用していくという中身はもっともだなというふうに思って、請願を読みました。ほかの委員さん、ぜひ意見を聞かせてください。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** はい。ほかの委員間討議ではないんですけども、いわゆる年金の積立金が304兆円あるから、これをいわゆるもう何か還元していいんじゃないかという考え方だろう。ごめんなさい。すごい大ざっぱですけども。ただ、本当にこれ数年間で積み立てた積立金ではなくて、長年かかって苦勞して積み立てている積立金であると。それでなおかつ、少子高齢化がもうどんどん進んでいくという、この世の中見えとるわけですし、その中で、じゃあ、今年度からその組立金を還元しようということでもいいのだろうかという思いがあるわけです。

何かいろんなことを考えても、コロナが終わったらよくなるじゃないかとかいうようなこともコロナの頃には思ったんですけど、なかなか経済もよならんし、何か先々が明るければいいんですけども、何かそうでもないこの世の中、さっきも言いました、少子高齢化が進むというようなこともある中で、このような活用っていいのはいかがなものかという思いがあります。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** はい。この請願は、今の現役のこの年金受給者の人たちのことを考えて請願されているというふうに拝察します。確かに今、本当に物価高で、苦しい状況の中で、何とかこの物価高対策を早急にしていかないといけないっていうのは、もう全国の国民の思いだと思いますし、また、政府もそれを考えてされてることだと思うんですけども、その物価高対策を本当に今は喫緊の課題として取り組んでいくことを重要視していくことが大事かなと思います。やはりこの年金っていったら、今の世代だけじゃなくて、これから続く人たちのこともあるので、今の段階でマクロ経済のスライド廃止とか、保険料を引下げっていう、ほかにも結果として引下げの形がいい具合にできればいいんですけど、もう少しこの社会保障の保険料の問題は複雑じゃないかなと思って、本委員会でこの請願に賛同するっていうのがちょっと難しいかなというふうに考えます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 本当に、この社会的にこの年金については上げていかなきゃいけないっていうか、上げることを皆さん求められてる部分もあるんですが、一方では今の年金制度見るときに、厚生年金の方の年金の月額とそれから国民健康保険のいわゆる老齢基礎年金でもらっている方と比べると、例えば、老齢基礎年金の方なんかは月額が6万～7万といたしますか、でありながら、でも1人の老人の方が1か月に使う単身高齢世帯の方の平均消費支出などを見ますと、やっぱり12万とか、13万とか、半額近いものになっていて、こういったところでいくと、既にそういった厚生年金の方と国民健康保険の方とで開きがあって、そこの部分どうするんかっていうところ。だから、ここの請願の中で、どっちの部分にその焦点を当てて物を言っているのか、全体に平均で上げた。でも、それを上げて実際には国民年金さんのほうは全く生活ができない状況が今あるという現実を見たときに、この年金積立金があるだとしたなら、それってまたそっちのほうの活用の仕方もあるじゃないのかなと思って、いろいろ計算したり、試算するんですけども、何年で枯渇しますとかなってしまう現実が、やっぱりそこには要は倍の、倍に近い額を国民年金の方は必要とされてるものがあったりするものですから、もっと今の年金制度全体のところも見る前に、いきなり最初に、確かにマクロ経済スライドは実質的には目減りする場面もあるのかも分からないんですけども、もっとそっちの議論も重要じゃないのかなというところをちょっと感じながらちょっと研究してまいりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 国民年金の仕組みの問題は、これだけでは解決できないことなんだろうなと思います。ですけど、今ある304兆円もどんなもんか私分かりませんが、304兆円の一部を使って物価上昇に見合うような年金の引上げと、それからこれからの人の年金保険料を引き下げる、そういうことというのは、今、年金を受け取っている人の問題じゃなくて、若い人たちがそれこそパートで年金入れますよと、年金の仕組みの中に入った方がいいけど、高い保険料でどうパートの中から払っていくのかとか、取られてしまうという仕組みなわけですけど、そういう人たちにも保険料引き下げることが可能な積立金の状況なんだというふうに思います。

あまりにその物価上昇に見合わない年金の今の状況をずっと我慢せいということなんかというふうに思うんですね。やっぱりそれはまた、さらにいろんなことに影響してくるんだというふうに思います。検討を求めるわけですから、マクロ経済スライドはやめて検討してほしいと、今の年金じゃあ食っていけんよという声は、多分いっぱい市民の声じゃないかというふうに思うんですね。その声をちゃんと聞かんといけんのじゃなくなってると思います。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 これは意見ですよ。この討議ではないんですよ。

◆勝田鮮二委員長 はい。

◆平野真理子委員 まだ、意見、あれじゃないですか。そうですか。

◆勝田鮮二委員長 意見でも質疑でも。

◆平野真理子委員 そうですか。私の意見ということで。申し上げて、質疑ではないんですけど

ども、この背景にはやはり今、物価高で本当にこの生活がままならないという、本当に苦しさを何とかこういう方法で検討してもらえないだろうかという市民の方からの請願だというふうに思います。それで、であるならば、例えば、年金ではないけれど、例えば、所得の中間層といえますか、子供を育てながら、また、いろんなローンも払いながら所得はあるけれども、年金ではないけれども、もうぎりぎりやっている、もう大変だっているのはやっぱり今の物価高っていうことでは、皆さん等しく本当に苦労してきておられると思うので、今そのこと例えば、年金だけではなく、いろんなことを考えていくことが重要なので、この今の積立金を、先ほどあったように、一部活用することはいいと思うんですけど、その裏づけがはっきりしないといけないとうふうに私は思いますし、保険料下げののも下げたらいいいですよっていうだけではなく、すごく社会保障のこの保険料というのは、いろいろと複雑だというふうに思いますので、ここはしばらくこの請願の内容ではなく、別な方法で市民の皆さんに、また、国民の皆さんに伝えていくような政策が必要ではないかなというふうに考えます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 平野さんに聞きたいんですけど、いいですか。

◆勝田鮮二委員長 委員間討議とします。

◆岩永安子委員 いいですか。平野さんは物価高何とかしてほしい、そのためには物価高対策として別の方法を考えるべきじゃないかと、物価高対策に対しては私もいろんな対策取ればいいと思うんですけど、ここで出されてるやっぱり年金のどうあっても上がらないマクロ経済スライドや、それから今ある積立金の一部を活用してこういうことを、年金の引上げや保険料の引下げをっていうことについては平野さんはどう思われるですか。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。先ほど言いましたように、その積立金を使う保険料を引き下げるっていうことも検討の1つかもしれませんが、今のこの2025年があと10年20年っていったときに、明らかに少子化でそれを支える保険料は減っていくんじゃないかなというふうに思うわけです、保険料が変わらなかつたら、払う人が減っていくわけですから。そういうことを考えたときに、今の岩永委員がおっしゃった一部使うことはいいと思うんですけど、保険料を下げることはって、言葉はそうだと思うんですけども、実際それをこの日本の人口割合っていいですかね、そういうこととか、先のこと考えたときに、それも1つの検討かもしれないけども、やっぱり保険料制度ってというのは複雑なので、下げればいいっていうだけではないのかなと、結局その後での影響っていいですか、保険料下げたこと、また、一部積立金を使ったことによって、元が減っていきますよね。それを若い世代にいく、若い世代はその先の世代は人数が減って、人口が減って、また、この保険料、集まるお金が減っていくっていいですかね、そういったことをずっと考えるとどうなんでしょうか。今の人たちにとってはこれができるじゃなかつたら数だとは分からないでもないんですけども、ほかのやり方もあるんじゃないかなと、物価高対策をしてもっと各家庭に残っていく、個人に残っていく、お金をつくっていくことも考えていったほうがいいんじゃないかなってうふうな考えを持っておりまして、先ほどのように意見言わせていただきました。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。委員間討議は取りあえずこれで終わりにします。それでは質疑及び意見はこれで終結したいと思います。討論はございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** はい。私はこの請願には反対の立場で討論をさせていただきます。ていうのは、そもそもマクロ経済スライド、これを内閣が認めたっていうのは、背景には前は50歳定年、55歳、60歳定年とがあったわけです。ところが今、65歳になっても年金がやっと僕らの歳で出るぐらいで、それから66、67と延びていくわけです。つまり働くということと併せているんじゃないかなと考えるところです。

つまり、前は65歳とか、60歳では高齢だということで、もう年金暮らしに入るみたいな感覚があったと思うんですけども、私は今はそういう感覚じゃなくて、やっぱり働ける限りは働けるような経済状況をつくっていくということが大切じゃないかなと思っておりまして、この年金のみに頼らざるを得ないというような生活より、そういう方向に動くんじゃないかなと思っておりますし、年金保険料の引下げて、これさっきも言った会計年度任用職員とか、そういう方々も年金に入るようになったり、それから当然65歳、70歳と働く人も当然厚生年金に入るわけですから、その辺りで一次的に増えとるかもしれませんが、実際支える子供たちは少ないわけです。

これから外国人なんかがあればちょっと変わってくるかもしれませんが、やはりここはしっかりと出すものを抑えて、もらうものはしっかり、これも年金保険も所得に応じてですから、所得が高いほど年金額は上がっていくわけで、今の現行制度を当面の間はやっていくべきだと思いますので、このマクロスライド、経済スライド廃止ということには反対の意見でございます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 年金はやっぱり年金払って、それこそ働きたい人は働きたい、安心して働けるようにしないといけないし、いや、働くんじゃないかっていろいろ自分の趣味や生活、自分の体に合った形で仕事や楽しみを設けた老後の生活をする、それはもうその人の考えによるんだと思います。でも、自分がかけた年金です。それでやっぱり生活できるような保障をやっぱりしないといけない、それが年金制度じゃないかと思います。

今回の請願はどんどん減って支給される、年金が減らされる仕組みをよしとするのかということ問うてるんじゃないかと思います。なので、私はどうあっても減らされるマクロ経済スライドっていうのは、やっぱり本来なら今年で終わるところだったのが続いて、それは国会の力関係なんだと思いますが、やっぱりそれはよしとはできない。なので、廃止をするし、年金引上げ、それからこれからの人たちの保険料引き下げること一部を回すって言っているわけですから、やっぱりそれに踏み出さないといけんじゃないかというふうに思いますので賛成します。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは討論を終結します。これより令和7年請願第8号年金積立金の一部活用で物価上昇に見合う年金引上げと保険料の引下の検討を求める意見書の提出を求める請願を採決します。本請願に賛成の方は挙手を願います。（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** それでは挙手少数と認め本請願は不採択と決定しました。それでは不採択の

理由の確認をさせていただきます。委員の皆様から御意見はございますか。そうしましたら多くの意見が出ていますので、今、出た意見を正副委員長でまとめさせていただくということによろしいでしょうか。はい。そのようにさせていただきます。

## 陳情

### 令和7年陳情第20号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは続いて陳情審査に入ります。令和7年陳情第20号生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。西尾委員。
- ◆**西尾彰仁委員** はい。執行部のほうでちょっと聞きたいんですけども、これ、最高裁の判決で国の側が負けてますよね、敗訴。それで、これに係る事務が市町村に多分かかってくるんじゃないかなと思うんですけども、これ、鳥取市でどれくらいな事務量といたしますか、がかかってくるのかなと、経費といたしますか、大方でいいので。もし、今、分からなければまたでもいいんですけども、どのくらいかかるのかというの、分かれば教えていただけないでしょうか。
- ◆**勝田鮮二委員長** 西垣課長。
- 西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。まず、最初に結論から申し上げますと、まだ国の方から、厚生労働省の方から詳細な説明は、我々地方自治体のほうになされておられません。ですので、具体的な金額はまだ我々も把握しかねている状況ですけれども、事務量としては、かなり膨大な事務量を予想しております。過去に遡って保護費の再計算をする必要がございますので、大きな事務量になるのではないかとというふうに予測をしているところでございます。以上でございます。
- ◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。
- ◆**西尾彰仁委員** 分かりました。これ採決出て、国が4か月たってちょっとどのような状況かというの、ちょっとうちのほうも調べてはおりますけど、まだ分からない状況なんです。それで、この辺り、自治体の負担もあるし、国の厚生労働省の動きなんかも今後考えていかなければいけないかなというのが、これを採択する、せんの前に、ちょっと状況を知りたいなと思います。以上です。意見です。
- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。加嶋副委員長。
- ◆**加嶋辰史副委員長** 加嶋です。すみません。調べるところが多いので、後半の委員会にさせていただけたらなとは思いますが。やっぱり出されているものが本当に今、適時に世論が形成されてるところだと思います。やはり最高裁がこういう判断をした以上、謝罪を求める方が出てくるのは、そうなんだろうなというところを受け止めつつ、陳情本文の2、3、4の辺がどこまで自治体として受け止めるのか。当然、この間、亡くなられた方もおられるでしょうし、考えることが多岐にわたるかなと。提出されてからまだ日が浅く、調べ事が追いついていない状況ですので、せめてちょっと後半の委員会に審議を延長させていただきたいなというところなんです。以上です。

- ◆勝田鮮二委員長 ただいま、後半へという動議が出されました。本件につきまして、後半、12 月 17 日になるわけですが、の委員会でもう一度審査することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 はい。それではそのようによろしく願います。

## 報告

### 報告第 29 号 専決処分事項の報告について

- ◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして報告第 29 号専決処分事項の報告について執行部の説明をお願いします。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。それでは報告第 29 号専決処分事項の報告について御説明いたします。資料につきましては附議案の 109 ページ、それから別添でお配りしております説明資料の 2 の 46 ページを御覧いただけたらというふうに思います。このたびの鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正については、この条例に引用しております医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、この法律を引用している同条例に項ずれが生じるため、所要の整理を地方自治法第 180 条第 1 項の規定によりまして令和 7 年 11 月 4 日で専決処分を行ったものでございます。

それによりまして、同条第 2 項の規定により、今議会におきまして報告しているものでございます。改正内容につきましては同条例で引用しております医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第 2 条の第 17 項に特定医薬品の項が加わりまして、同項で規定しております治験の規定が第 18 項に項ずれするため、同項を引用しております条例の第 18 条第 6 号中の規定を、第 2 条第 17 項を第 2 条第 18 項として改めたものでございます。なお、改正の施行日は同法律の一部改正の施行日が令和 7 年 11 月 20 日であったことから同日として施行しているものでございます。説明は以上です。

- ◆勝田鮮二委員長 説明をいただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 はい。質疑なしということでございます。

## その他の報告

### 鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改定について

- ◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改定について執行部の説明をお願いします。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。では、説明は資料の 2 の最終ページになります報告事項、鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改定についてということで報告させていただきます。資料 2 の最終ページ 48 ページを御覧ください。これは先ほど議案第 155 号で説明いたしましたやすらぎの条例改正と同じく、物価高騰の対応

としまして、やすらぎの設置及び運営に関して定める規則につきましても改正を行いましたので報告するものです。施設の概要につきましては先ほど説明したとおり、同じものでございます。

2番の改正の目的ですが、鳥取市介護老人保健施設やすらぎでは、長引く物価高騰の影響から経営が厳しい状況となっているところです。そこで施設の利用者から御負担いただいております日常生活費等につきまして、これ、平成18年から見直しがされていないということで、このたび見直しをするものでございます。調べましたところ、市内の類似施設よりも安価な低価格の設定となっておりますことから見直しをさせていただくものです。この日常生活に要する費用というのは、介護保険の施設のサービスなどの介護保険サービスの提供に係る介護保険給付費の対象外の費用となります。重ならないところの費用となります。具体的には入居者の日常生活に最低限必要とされます歯ブラシですとか、シャンプー、タオルといったような身の回りの日用品ですとか、介護サービスの提供の一環として実施されます行事やクラブ活動に要する、例えば塗り絵ですとか、折り紙、それから合唱といったような利用者の活動に要する費用、クラブ活動等の要する費用になります。

3番の改正の内容ですけれども、規則のほうに利用者から御負担いただく日常生活に要する費用の上限額が定めてありまして、その上限額について増額の見直しを行うものです。改正の具体的な内容はこの資料の表のとおりになりますが、改正前と改正後を掲載しておりますが、改正後の費用につきましては、市内の介護老人保健施設7施設の利用者負担額を参考にさせていただいているところです。この利用者負担額の設定ですが、この各7施設において異なる利用区分ですとか、金額で設定されておりますので、それぞれ7施設の利用者負担額の合計額の平均を出させていただきまして、その平均額が349円、1日当たりです。349円になりましたので、この額を参考といたしまして、やすらぎでの日常生活に要する費用額の上限額を設定させていただきました。この上限額を基に、今後、あすなる会のほうで利用者負担額を定めることとなります。4番の施行期日ですが、施行期日は令和8年1月1日としております。あすなる会が今後、利用者の理解等を図りながら費用額を見直すこととなっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。この20年間料金が見直されなかった理由を聞きたいのが1点と、これが1月1日からと。先ほど、すみません。説明だけでしたけど、4月1日からの指定管理のものが議案として出されて、収支予算計画書は令和8年～12年まで出ているんですけども、この改正内容がさらにその計画書に反映をされるものと理解すればいいのかなのか、その2点、まずお聞きします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。説明させていただきます。収支予算書につきましては、改正前のところで作成されておりますので、今後修正が出されるものと考えております。それから施行期日が令和8年の1月1日ということで定めさせていただいているんですけども、これにつきましては、今後、あすなる会のほうで、施設の利用者さんに対して説

明等をさせていただくために、7月1日とさせていただいておまして、運用としましては、このあすなる会に入られるときにこの日常生活に要する費用ということで、各利用者さんの方に御説明させていただいて、承知をして同意をしていただいた上で、費用として徴収をしているものとなりますので、この8年の1月1日から今後あすなる会さんで協議をされて費用額を決められるということとなっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 御丁寧に説明いただきよく分かったんですけど、ちょっと聞き方を変えますと、この20年間で物価変動は急激なものは1回か2回あったと思いますが、その都度その指定管理者が赤字を補填していたのか、その都度、鳥取市からはこの料金改定ではない何かで弁償していただいたとか、そういったことがあったのでしょうか。お願いします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。失礼しました。説明が不足しておりました。この20年間見直しをされていなかったということにつきましては、この日常生活の費用につきましては、これ以外にも食費というものがございまして、食費につきましては、国の基準が改正されることに伴って、改正をしてきているところでした。ただ、この日常生活に要する費用額というのは、やはりあすなる会さんの中で、利用者さんに一律にかかるものではなくて、必要な方に対して利用者負担をいただいているものということ、運用をこの中でしていただいていたというふうには認識しているところです。ただ、やはり昨今物価高騰になりまして、この今回、来年度からまた新たにあすなる会さんのほう、先ほど指定の議案を説明させていただいたんですけども、あすなる会さんに指定管理者としての指定を候補者として選考した時点で、あすなる会さんの方から、こういった日常生活の費用についてもう少し物価高騰等併せて上限額を上げていただけないだろうかというような御相談をいただいたこともありまして、このたび規則のほうを改正させていただいたというところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。議案にかかってしまうんで最後にしますけども、今のお話しだと選考した後に、こういった相談を受けていたように聞こえたので、その時系列、ちょっともう一度教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。失礼しました。あすなる会さんからのこういった御相談は6年度末になります。7年度を迎える前に御相談をいただいております。あと1年間、指定管理として期間が残っている段階での御相談でして、市のほうがその後調整させていただいて、このたびの基礎改正となっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 分らないので、これは介護保険外の費用負担だということで、全ての人に同じようにかかるものではない、掛ける30ではないということなのか。じゃあ、平均するとどれくらい利用者さんって、入院患者さんじゃないので、長いこと利用していらっしゃるんですよね。だから、30を掛けると1万円なんだけど、1万円の負担は大きいなというふうに思ったのと、

どれくらい平均して今まで払っておられるのかということと、教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この日常生活に要する費用としましては、この48ページの表のとおりでして、それぞれのサービスを受けられる方に、それぞれ日常生活費ですとか、娯楽費ですとか、テレビ代等ですとか、かかってきます。具体的には日常生活費というのは、先ほど説明いたしました日常生活最低限必要なものということで、歯ブラシですとか、シャンプーですとか、タオルといったような経費になります。教養娯楽費というのは、これが先ほど説明いたしましたクラブ活動、習字とか、お花とか、絵画の材料費となります。テレビ等の電気代というのは、テレビを御利用されている方にかかる電気代ということで請求をさせていただいているものです。

それで、例えばこの1、2、3の全部がかかってくる御利用者さんであれば、1日当たり、介護保険施設サービスを御利用されている方であれば1日当たり50円と20円と31円の101円ですかね。がかかってくるのを一月31日間払っていただくといったような計算になるものです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 だから、1万円ということではないかもしれんけど、近い金額が入所期間中、ずっと介護保険の利用料というか、それとプラスして払うということなので、20年上がってきたなかったというのはあるかもしれませんが、今の利用者さん、さっき言われた1月1日からというのも1月1日以降入所した人なのか、今、入所している人もみんな上がるのか、そこもちょっと説明がなかったんですけど、やっぱり大きな負担になるので、何かちょっと1月1日というのは十分な説明ができるのかしらって、ちょっとそこが心配です。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この規則の施行期日は令和8年の1月1日としておるところですけれども、このあすなる会さんの方で利用者のほうに御説明するに当たりまして、規則をまず変えておかないと御説明ができないということになりますので、この1月1日からすぐに、この今後の利用者負担につきましては、今、入っておられる方も含めて、今後入って来られる方も含めて、その改定した時期からは利用者負担が増えるということになりますので、現在、施設に入っておられる方はもちろんですけれども、今後入ってこられる方に対しても、これを重要事項説明ということで施設に入るときに、しっかり利用者さんの御理解をいただいた上で同意をいただいている費用ということになりますので、しっかりその辺りは、あすなる会さんとともに、市のほうも関わりながら周知を図っていくということと、あすなる会さんも、ほかの施設もございますので、そういったところとの調整ということも必要になってくるのかなとちょっと考えているところですが、やすらぎにつきましては、今の御利用者さん、今後入ってこられる御利用者さん、皆さんに御理解をいただくということが費用額を上げる前提となるというふうに御理解いただけたらと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 何かちょっと答弁が回答になっていないような、要はここに書いてある施行期日令和8年1月1日というのが、そこから入所している方も、これから入ってこられる方も

この改定になるのかどうかという質問だったような気がしますけども。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。今後、令和8年1月1日以降にあすなろ会さんのほうで、この改正後の上限額を基に、利用者さんからの御負担する額を決められるという流れになりますので、令和8年1月1日以降に施設を御利用されている方とか、新規に入ってこられた方につきましては、その料金が改定されたときからはその新しい料金で負担していただくことになるというものです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。十分利用者さんに説明をして、納得をしていただくということを図っていただくようお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。はい。それでは以上でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは福祉部を終了します。福祉部の皆様は御退席ください。ちょっと暫時休憩で。

午後1時57分 休憩

午後2時2分 再開

#### 【健康こども部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続き健康こども部に入ります。まず、竹内健康こども部長より挨拶いただきたいと思います。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 健康こども部長の竹内です。どうぞよろしくお願ひします。本定例会の健康こども部に係る案件、議案が3件、その他報告2件でございます。主な内容について御説明いたします。議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）の主な内容としましては、過年度分の児童手当に係る国県支出金等返還金に要する経費として5,048万9,000円、市立保育園運営費として浜村保育園空調設備の更新に伴う経費の計上及び会計年度任用職員人件費の実績見込みにより1,023万4,000円の減額、B類疾病予防接種費として带状疱疹の定期接種化等に係る経費の計上並びに委託料及び人件費の実績見込みにより758万5,000円の減額など、総額で8,304万円の減額補正を提案しております。

次に議案第153号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本市の関係する条例等において、所要の整備を行うものでございます。最後に議案第159号鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定については指定管理者選考委員会の選考に基づき、次期の指定管理者を社会福祉法人鳥取福祉会に指定するものでございます。

以上本定例会に提案いたしました附議案のほかにその他の報告として2件、鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、とっとり市民健康プラン2026策定に係る市民政策コメントの実施について御報告をさせていただきます。詳細につきましては担当課長、所長が

説明いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にもお願いいたします。

**議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）について（説明）**

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは議案の説明に入ります。議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。小野澤局長。

- 小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長** こども未来課小野澤です。議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分を説明させていただきます。令和7年度12月補正の歳出について説明させていただきます。なお、本補正予算では人件費の決算見込みでの補正予算要求を行っておりますが、説明のほうは割愛させていただきます。それでは、こども未来課の補正予算要求について説明させていただきます。事業別概要書の22ページ下の段です。不妊治療費等支援事業費です。不妊治療費は令和4年度より医療保険適用になりましたが、保険適用のない治療や保険診療と併せて行う先進医療、保険適用回数超過による自己負担となる治療に対して県の助成制度を行っております。治療助成に関しては、①として先進医療に併せて実施した先進医療に関しては上限5万円、自費診療に関しては全額自費負担で行われた治療に対しては、採卵ありの場合は30万円、採卵なしの場合は11万円を上限に助成しております。この助成後の自己負担額が高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合、上回る額の2分の1を助成しています。また、自費診療と併せて実施した着床前検査については、上限15万円の助成を行っております。保険適用となってから2年が経過し、医療保険適用回数を超過し、全額自己負担の治療となったことにより、当初の見込みより申請が増加しており、このたび補正予算計上をさせていただきました。

扶助費として710万5,000円、担当職員、会計年度任用職員の人件費として10万5,000円、合計721万円を要求しております。なお、財源としましては、この事業は単県事業ですので本来、中核市負担金として県負担金を充当するところですが、中核市負担金につきましては翌年度精算となるため一般財源として計上させていただいております。

続きまして事業別概要書23ページ上の段です。特定不妊治療助成事業費です。先ほど説明しました県の助成の上乗せとして、本市独自の助成を行っております。先進医療への助成は上限5万円または残額のいずれか低い額、自費診療への助成は上限10万円または残額のいずれか低い額を助成させていただいております。このたびの補正予算では今後を見込んで201万5,000円を要求しております。財源としましては全額一般財源となっております。

続きまして債務負担行為の概要について御説明させていただきます。事業別概要書55ページになります。事業名がひとり親家庭学習支援事業費になります。限度額は1,547万5,000円、期間は令和8年度、財源内訳は国の補助金が621万7,000円、県補助金59万7,000円、一般財

源 866 万 1,000 円となっております。事業の目的は、ひとり親家庭の生徒に対して、学習習慣の習得支援や学習指導を行うことにより、学習の意欲及び学力の向上を目的としております。

事業内容は、学習教室を市内3か所に開設して、支援対象者に対して学習支援を行う委託事業でございます。この事業は人権推進課、生活福祉課、こども未来課の3課共同で実施しており、今年度につきましては8月までの実績ですが、ひとり親家庭102人、生活保護受給世帯13人、生活困窮世帯5人の計120人が利用しております。平成30年度からは前年度の12月補正において債務負担行為を設定し、4月の契約締結と同時に事業の開始をしております。今年度も本議会で債務負担行為を設定して、翌年度に向けた業者選定の準備を開始することで切れ目のない学習支援を行うこととしております。

今後のスケジュールといたしましては、令和8年1月に公募型のプロポーザルを実施し、2月に業者選定、3月に参加者の募集、4月に契約締結、支援開始を予定としております。こども未来課以上になります。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。幼児保育課の所管に係る事業について説明をさせていただきます。事業別概要書23ページ下段を御覧ください。市立保育園運営費でございます。これは市立保育園に配置されております会計年度任用職員の人件費の減額と市立の浜村保育園の空調設備の故障に伴う設備の更新に係る増額の補正をさせていただくものでございます。会計年度任用職員の人件費につきましては、入所児童数の減少などに伴い、当初予算要求時に見込んでいた職員数から減員となっていることから、実績見込みにより2,449万円を減額するものでございます。また、浜村保育園空調設備の更新につきましては、浜村保育園に設置のマルチエアコン4系統のうち、1系統におきまして今年6月に冷房の効きが悪くなったことから、公共施設包括管理委託の範囲で室外機の基盤の修繕を行いました。8月末にガス漏れ等により再度、冷房の効きが悪くなる状況が発生いたしました。当該設備は園舎建設時の平成17年度に設置されたもので、設置からかなりの年数が経過しており、設備自体の更新が必要であるとのことから設備の更新費用として1,425万6,000円を計上するものでございます。

なお、安全かつ快適な保育環境を確保するために、できる限り早急な設備更新が必要であることから、既に既決の予算での対応を進めているところでございます。補正予算額は合わせて1,023万4,000円を計上しており、財源の内訳は空調設備更新へ充当する地方債が1,280万円、一般財源が空調設備更新分の145万6,000円の増額と会計年度任用職員人件費分の2,449万円の減額を合わせましたマイナスの2,303万4,000円となっております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。事業別概要24ページの子育て世帯訪問支援事業でございます。本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業でございます。

11月末の利用実績につきましては5世帯、児童数8名です。利用料ありが2世帯、それから

利用料なしが3世帯です。今後、2世帯程度の利用を見込んだ事業の実績見込みにより50万1,000円の増額補正を計上するものでございます。財源内訳としましては、負担割合が国・県・市が各3分の1で、国県庫支出金が31万6,000円、その他利用料としまして2万6,000円、一般財源が15万9,000円となっております。説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。保健医療課の12月補正予算について説明させていただきます。事業別概要25ページ上段を御覧ください。病院群輪番制事業費補助金でございます。鳥取県東部圏域では休日等における入院治療を必要とする重症救急患者への医療を確保するため、市内4か所の病院の輪番方式による救急医療体制を整備しており、病院の運営に要する経費のうち、給与費に対し補助金を交付しております。病院群輪番制の当番日につきましては、これまで第2土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始としており、第2土曜日以外の土曜日の救急医療は、鳥取生協病院が担っておりました。令和7年10月以降、鳥取生協病院が土曜日の診療を廃止したことによりまして、土曜日の救急対応を病院群輪番制病院で分担することとなったため、その費用を追加補助するものです。

この事業による補助対象病院は鳥取赤十字病院と鳥取生協病院で補助額は基準額7万1,040円掛ける当番日数となっております。なお、当番日数の考え方ですが、午前8時30分～翌日午前8時30分までを日中、夜間それぞれ1日として計算しております。補正予算額は142万1,000円で財源は全て一般財源となっております。

続いてその下段、病院群輪番制病院設備整備事業費でございます。これは救急医療を実施する医療機関の体制整備に係る経費でございます。救急医療を実施する医療機関が二次救急医療施設として必要な診療機能を果たすため、医療機器の新規購入、更新に要する経費に対し補助金を交付するものです。本事業の財源は国・県・市が3分の1ずつで、1病院当たり2,200万円を上限とし、予算の範囲内で交付することとしておりますが、国からの配分額と県内の補助金要望事業者数により県の配分額が決まるため、事業者の負担が生じております。補助対象病院は鳥取赤十字病院と鳥取生協病院となっており、それぞれ赤十字病院は除細動器、生協病院はデジタル脳波計の経費となっております。補正予算額は745万1,000円で財源の内訳は国県支出金が316万7,000円、154万4,000円が一般財源となっております。

続いて事業別概要26ページ上段、B類疾病予防接種費でございます。これは定期接種として実施しておりますインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、高齢者肺炎球菌感染症、带状疱疹の予防接種に係る経費でございます。このたびの補正予算の内訳につきまして主なものは次の4点となります。まず、1点目、健康管理システムの改修に係る経費でございます。今年度から実施しております带状疱疹予防接種の接種券を発行するためのシステム改修費、B類疾病予防接種の自己負担金変更機能追加に係る改修経費として331万1,000円。2点目として带状疱疹ワクチンの接種券の発行及び郵送に係る経費でございます。令和8年度実施の带状疱疹予防接種の接種券の発行業務につきまして、インフルエンザやコロナと同様、印刷から発行までの業務を包括的に委託して実施いたします。その費用として435万7,000円。

3点目としてインフルエンザ及びコロナ接種券の印刷等包括委託の入札結果による減額補正

でございます。当初見込んでいた額より大きく下回る額での落札となりました。そのため1,612万8,000円の減額となります。4点目、人件費の決算見込みによる増額でございます。これらを合わせまして補正予算額は758万5,000円の減額で全て一般財源でございます。説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** ごめんなさい。55ページのひとり親家庭学習支援事業費のそれぞれ人数を言われたんですけど、もう一遍教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。ひとり親家庭の学習支援事業で8月までの実績です。ひとり親家庭が102人、生活保護受給世帯の子どもさんが13人、生活困窮世帯が5人、合計120人となっております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。はい。

#### 議案第153号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第153号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、執行部の説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。それでは議案第153号の条例の一部改正について説明させていただきます。資料はお手元の令和7年12月定例市議会福祉保健委員会説明資料、A4横長の資料になります。こちらの13ページを御覧ください。はい。鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正でございますが、主には2つの内容について改正を行うとともに、その他主要の整備を行うものでございます。下のほうの改正内容部分を御覧ください。まず、主な改正の1つ目でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことで、施設の運営基準等を定める内閣府令等が改正されたことに伴いまして、本市の関係条例において地域限定保育士を保育士とみなすこととする内容の改正を行うものでございます。

なお、地域限定保育士制度とは、国から認定を受けた都道府県または指定都市の実施する地域限定保育士試験の合格者が、地域限定保育士の登録後3年間は当該都道府県または指定都市内のみで保育士として働くことができ、一定の勤務経験がある者につきましては、4年目以降、全国で働くことができる保育士登録が可能となる制度でございます。この改正の対象となる条例につきましては、14ページの上段のほうに載せております①～⑤でお示ししております。

まず①が、小規模保育事業所等の認可に係る基準を定めております鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。②が給付費の対象となる保育園、認定こども園、幼稚園が該当する特定教育・保育施設と給付費の対象となる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が該当する特定地域型保育事業におけ

る運営に関する基準を定めております鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。③が保育所の認可に係る基準を定めております鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、④が認定こども園の認可に係る基準を定めております鳥取市認定こども園に関する条例、最後の⑤が乳児等通園支援事業、こちら、こども誰でも通園制度でございますが、こちらの認可に係る基準を定めております鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この5本でございます。

次に2つ目の改正につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正によりまして、母子保健法の規定により実施される乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業等の施設が利用開始時、定期及び臨時に実施する健康診断の全部又は一部に相当し、家庭的保育等事業者がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行うことができるとされたことに伴いまして、鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして改正を行うものでございます。

今回の改正の施行日につきましては、いずれにおきましても公布の日としております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議案第159号鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第159号鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定について執行部の説明をお願いします。

◆**勝田鮮二委員長** 森田所長。

○**森田誠一**こども家庭相談センター所長 こども家庭センターの森田です。附議案39ページ、委員会説明資料1の28ページを御覧ください。議案第159号鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定についてでございます。令和7年11月7日午前、令和7年度第3回鳥取市福祉部及び健康こども部指定管理者選考委員会が開催され、指名により社会福祉法人鳥取福祉会の鳥取市母子生活支援施設つくしの奥村上所長より施設運営に関する説明を受けた後、選考委員会会長森田鳥取市自治連合会副会長以下6名の委員の皆様へ審査をいただきました。選考の結果は31ページにございますように、各委員評価点70点中、合否判定基準35点以上の49点～66点で、合計420点中334点でございました。

選定の理由としましては利用者の心身の健康の保持と生活安定、自立支援の助長を運営の基本としていること、管理運営組織が経験豊富な多職種からなる職員によって構成されていること、職員の資質向上に取り組んでいること等が評価されたものであります。つきましては令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間の指定管理者を社会福祉法人鳥取福祉会理事長松下稔彦に指定し、議会の議決をお願いするものでございます。33ページ～50ページにかけまして鳥取福祉会より提出されました事業計画書を添付しております。説明は以上でございます。

- ◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 陳情

令和7年陳情第18号 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）にかかわる陳情について（質疑・討論・採決）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは続きまして陳情審査に入ります。令和7年陳情第18号こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）にかかわる陳情について、委員の皆様から質疑、意見等ございますか。岡田信俊委員。
- ◆**岡田信俊委員** はい。この件ですけど、12日の金曜日に足立議員が一般質問でこれ取り上げられますので、それをお聞きしてからでもいいんじゃないか、後の委員会に回してもいいんじゃないかというふうに思います。以上です。
- ◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。
- ◆**平野真理子委員** はい。私も同じく、もしここで結果出てからの一般質問がもし、なんぞあったらいけないので、ちょっと後半に回していただけたらと思います。
- ◆**勝田鮮二委員長** それでは、複数の委員さんから後半の委員会へ送ることを求める動議がありましたので、後半12月17日の委員会でもう一度審査することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田鮮二委員長** はい、異議なしということで、それではそのようによろしくお願いします。

#### その他の報告

鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について執行部の説明をお願いします。
- ◆**勝田鮮二委員長** 中本参事、お願いします。
- 中本 恵保健総務課参事** 保健総務課中本です。資料は本日の委員会資料の2、その他の報告、説明資料の3ページを御覧ください。鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてです。新型コロナ対応の経験、それから令和6年7月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定及び令和7年1月の県行動計画の改定を踏まえまして、本市の行動計画を今年度中に見直したいと考えておりますので、その概要と今後のスケジュールについて説明をいたします。まず1、市行動計画とはということで作成の根拠と目的を載せております。（1）の根拠につきましてですが、この計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくもので、政府行動計画、県行動計画と整合性を確保して作成するものです。

本市の行動計画は平成27年2月に作成しまして、平成30年4月に本市が中核市に移行し、保健所を設置したことに伴いまして、令和元年8月に保健所設置市が担うべき対策を加えた改

定を行いました。今回がそれ以来の全面改定になります。（2）の目的についてです。感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化を図るということを目的としております。これについては本計画作成当初から変更はございません。

続きまして2、市行動計画の概要です。本計画ではあらかじめ有事の対応策を整理して、有事には様々な状況において柔軟に対応するための取組を記載することとしています。具体的には次の3、改定のポイントに記載しておりますので御覧ください。まず（1）発生段階を準備期、初動期、対応期の3つに分けて、平時に当たる準備期の取組について記載を充実させます。

（2）対策項目を現行の6項目から13項目に拡充しまして、より詳細に記載します。ゴシック体にしておりますのが新たに設ける項目です。下線を引いております②と③については、現行は1項目にまとめてあるのを2項目に分けて記載をするものです。（3）想定する感染症について新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症等も念頭において中長期的に複数の感染の波が来ること、機動的に対策を切り替えることを基本とした幅広く対応できるシナリオといたします。

下の表は対策項目ごとの概要を簡単にまとめております。ゴシック体にしておりますのが新たに記載する取組、下線を引いておりますのが本市独自の記載になります。新規に記載する取組を中心に御説明いたします。まず、①の実施体制では、令和5年5月に県が設置しました鳥取県感染症対策センター、それから感染症指定医療機関などの関係機関で構成する鳥取県感染症対策連携協議会を活用して、各機関との連携体制を構築することを記載いたします。次のページに進んでいただきまして、新型コロナ対応において様々な対策を実施した経験を踏まえまして、⑥のまん延防止におきましてはクラスター対策チームの設置など、⑧の医療については早期検査、早期入院、早期治療の鳥取方式を基本とした患者対応、⑩の検査においてはドライブスルー方式など含めた幅広い検査の実施など、柔軟に対策を講じることを記載します。また、⑪の保健では保健所の体制強化についても記載をいたします。

次に4の経過についてです。10月に県東部の4町とか、あと、医療機関などの関係機関の皆様にご改定案について意見を照会いたしました。主に字句の修正とか、あと、注釈があったほうが分かりやすいのではといったような意見が寄せられましたので確認の上、加筆修正をいたしました。

5の今後の予定についてです。今週金曜日の12月12日～1月5日まで市民政策コメントを実施しまして、2月に正式に改定を行いたいと考えております。そして2月議会におきまして改定した旨の報告を行ってウェブサイトでご公表するとともに、インフルエンザの特別措置法の規定に従いまして県知事へ報告をいたします。その後、関係機関にお知らせをする予定としております。なお、市民政策コメントの実施につきましては本日3時半ぐらいになるかと思っております。議員の皆様へファイルボックスで情報提供をいたしますので、また、御確認をいただければと思います。私からの説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。確認なんですけど、2番の市行動計画の概要のところ、2行目に柔

軟かつ機動的にっていうふうに書かれてあります。この柔軟かつっていうのが、下のところの④の情報提供・共有のこのあその部分が市の柔軟性を持った機動的に対応する取組っていうことと、それから次のページの先ほど言われた10番の検査、これがドライブスルーとか何とかがって、これが柔軟的な対応なんだっていうことで理解してよろしいですか。

◆勝田鮮二委員長 中本参事。

○中本 恵保健総務課参事 保健総務課中本です。柔軟な対策なんですけれども、感染症は必ずしもこういった想定どおりのシナリオどおりに行くとは限りません。前回コロナで呼吸器感染症でしたが、次に発生する感染症はまた、別の種類かもしれないということで、特定の項目を柔軟に行うということではなく、全体を通じてそのときの感染症の性状とか、状況に合わせて計画していたものの中で有効にできるのではないかっていうものを選択して、していくというようなことで、全体に係るものです。以上です。

◆平野真理子委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。まず、この改定の名称なんですけど、インフルエンザ等って書いてありますけども、これは全般的に感染症を総括というか、包含した考え方でよろしいのでしょうか。その辺をお願いします。

◆勝田鮮二委員長 中本参事。

○中本 恵保健総務課参事 保健総務課中本です。この想定する感染症が、ちょっとお待ちください。委員長、すみません。

◆勝田鮮二委員長 中本参事。

○中本 恵保健総務課参事 はい。お待たせしました。感染症法に定めてあります指定感染症と、新感染症と、それから新型インフルエンザ等感染症というのがありまして、それらを想定しております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません。確認です。4ページのところの⑫の物資というところなんですけども、ここで記載されておられます物資の必要な感染症対策物資というのは、例えばどんなようなものを、備蓄状況などっていうところがあるんですが、この備蓄っていうのはどの辺り、どこに保管していくようなふうにイメージしたらよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 中本参事。

○中本 恵保健総務課参事 保健総務課中本です。今、感染症対策物資は駅南庁舎の3階に保管しているんですが、具体的にはN95マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、シューズカバー、消毒用エタノールなどで、使用推奨期限がありますので、ローリングストック等できるように訓練などで使用しながら、少しずつ買い足しているという状況です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 語句のちょっと分からないところがあって、教えてやってください。7のワクチンの県等と連携して特定接種及び住民接種の体制を構築してありますが、この特定接種と住民接種について教えてください。

◆勝田鮮二委員長 中本参事。

○中本 恵保健総務課参事 保健総務課中本です。特定接種はいわゆる医療関係者とか、感染症対策に従事するような職業の方々に対する接種で、住民接種は一般的な住民さんに行う接種です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

#### とっとり市民健康プラン 2026 策定に係る市民政策コメントの実施について

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして、とっとり市民健康プラン 2026 策定に係る市民政策コメントの実施について、執行部の説明をお願いします。西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。委員会資料の2の5ページを御覧ください。とっとり市民健康プラン 2026 策定に係る市民政策コメント実施について御報告させていただきたいと思っております。健康づくり計画、食育推進計画、自死対策推進計画の3計画につきましては、6月定例会中の福祉保健委員会のほうで、次期計画策定までの経過としまして、市民アンケート、小学生アンケートの実施、健康づくりを語る会の実施についてを御報告させていただいております。以降、これまでの評価などを行いまして、11月27日には鳥取市民健康推進協議会を開催し、計画の内容について協議会委員の意見を受けまして、現在パブコメ実施に向けて計画案を作成中でございます。

本日は、策定の概要と各計画の施策の体系について報告をさせていただきたいと思っております。まず、1番の策定の概要についてです。本市のこことからだの健康づくりの総合的な指針としまして、健康に関する第5期鳥取市健康づくり計画、第4次鳥取市食育推進計画、第3期のち支える鳥取市自死対策推進計画のこの3つの計画を統合いたしまして、とっとり市民健康プラン 2026 として策定をいたします。健康プラン 2026 の基本理念は、3計画共通いたしまして、市民一人ひとりが生涯を通じて、その人らしく健康で豊かな人生を送れることとしまして、それぞれの計画ごとにめざすがたを設け、基本的な考え方の下にめざすがたの実現を目指していきたいと考えております。

計画期間は令和8年度～12年度までの5年間とし、最終年度にそれまでの取組の評価、見直しを行いたいと考えております。健康プランの2026の全体の構成としましては、資料のほうにはお示ししておりませんが、第1章に3計画の共通した部分で、基本理念であるとか、計画期間、計画の位置づけなどを掲載いたしまして、第2章に健康づくり計画、第3章に食育推進計画、第4章に自死対策推進計画という具合に、章ごとに区切って構成をして、健康プラン 2026 として1冊にまとめます。

次に、計画の施策体系ですが、それぞれ計画ごとに説明をさせていただきたいと思っております。まず、第5期健康づくり計画につきましては、前期、第4期の計画の基本的な考え方を継承しつつ、国の健康日本21で示された3つの方向性がありまして、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、この3つに基づいて、健康寿命のさらなる延伸に向けて新たな健康づくりの体系としております。ライフコースアプローチといいますのが、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

のことをいいます。

めざすがたとしましては、前期計画と同様の一人ひとりが元気で楽しく暮らせるまちとし、まして、体系としましては、国や県計画の方向性を踏まえまして、3つの柱を立てて取組を推進いたします。1つ目の柱ですが、これは前計画からの継続になりますけれども、生活習慣病の発症と重症化予防で、前計画と同様の8つの分野ごとに取組を進めます。2つ目の健康づくりを支える社会環境の整備、こちらは新規の追加となりますが、市民主体の健康づくりを進めるためには、身近な地域組織であるとか、企業、関係機関、行政が連携・協力しながら推進していくことが必要であるということや、社会とつながることは健康づくりにおいても重要であること、それから、自ら健康づくりに積極的に取り組む人だけではなくて、健康に関心の薄い人を含む幅広い層に対してアプローチを行うことが重要で、そのためには本人が無理なく自然に健康な行動を取ることができる環境を目指すことが必要なこと、そういったことを盛り込む予定としております。

3つ目のライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、こちらも新規に追加をしております。健康課題は乳幼児期、学童期、青年期、成人期、老年期など、こういったライフステージごとに異なることから、各ステージに応じた健康づくりの観点も取り入れた取組について盛り込む予定としております。そのほか、計画に記載する具体的な取組なんですけれども、これまでの計画では誰が何をするのかというところが少し分かりづかったこともありまして、次期計画では市民が取り組むこと、地域、関係機関で取り組むこと、市が取り組むべきことなどに分けて示すようにしたいと考えています。

次に、第4次食育推進計画です。こちらも、前計画の基本的な考え方を継承しつつ、国や県の計画を踏まえながら策定をいたします。めざすがたを、食を通じて健全で豊かな心身を育むまちといたしまして、4つの基本方針の下、取組を推進していくこととしています。基本方針1の健康づくりにつながる食育につきましては、内容が第5期の健康づくり計画の①の栄養・食生活と重複した内容となりますので、健康づくり計画のほうにまとめて掲載をすることとしております。基本方針2の食を通じて地域とつながり、豊かなところを育む食育では、食というのは単に栄養を取るだけではなくて、家族や友人との団らんであるとか、地域の食文化を伝えるという役割もあることから、食を介した交流の機会であるとか、行事食や伝統料理など食文化の継承につながる取組、食育体験の取組などを盛り込みたいと思っております。

基本方針3、地域の恵みに感謝し、安心・安全の食をつなぐ食育では、地産地消の取組、食の大切さや感謝を学ぶことへつながる取組などを盛り込みます。基本方針4、食の循環や環境を意識した食育ですが、こちらもこのたび新しく追加をした方針になります。食品ロス削減への取組であるとか、食品の再生の取組、こういったようなものを盛り込むこととしております。

食育推進計画も、健康づくり計画と同様、具体的な取組については、次期計画から市民が取り組むこと、地域、関係機関で取り組むこと、市が取り組むこと、それぞれ分けて示すように考えています。自死対策推進計画については、保健医療課のほうから報告させていただきます。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。私のほうからは第3期いのち支える鳥取市自死

対策推進計画について説明をさせていただきます。この自死対策計画は国の自死対策基本法に基づく市町村の自死対策計画として策定するものです。この自死対策計画は、行政のトップをリーダーに全庁的な取組として進めることというふうにされております。めざすがたを誰も自死に追い込まれることのないまちとしまして、誰も自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことができる鳥取市の実現を目指しております。第1期、第2期の計画の基本施策1～4を継承し、施策ごとに関連する施策、庁内の施策を記載する形で策定しております。本市の自死の現状として、働き世代、65歳以上の方の自死が多いということがございます。重点施策としてこちらの全計画を引き継ぎまして、働き盛り世代への支援、高齢者への支援、生活困窮者への支援という3つを重点的に取り組むこととしております。自死計画については以上でございます。

今後の予定でございます。今月、市民政策コメントを実施する予定としております。期間としましては12月15日～来年1月9日までとしております。その後、御意見を基に修正を行いまして、また、2月に鳥取市民健康づくり推進協議会で御協議いただき、3月の市議会福祉保健委員会で報告させていただく予定としております。3月に計画策定、公表の予定でございます。なお、先ほど西尾課長も言いましたけれども、計画書案につきまして、現在、市民政策コメント実施に向け最終確認中でございます。出来次第、サイドブックスにお示ししたいと思っておりますので、御確認いただきますよう、よろしく願いいたします。報告は以上になります。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 御説明いただきました。第3期いのち支える鳥取市自死対策推進計画の中でお尋ねいたします。重点施策の考え方が先ほど言われた65歳以上の自死が鳥取市は多いということで、こういうふう重点施策を設けられたというふうに理解しておりますけれども、それでも数は少なくとも10代、20代、30代の人っていうのはどんなふうに鳥取市では捉えられてますでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。自死の状況につきまして、年代別の状況をお伝えさせていただきたいと思えます。やはり、年代別では40、50代の中高年が最も多くて、昨年度の数でいいますと、中高年が8名、それから60歳代以上が6名という結果でございました。若い方につきましても、20～30代の方が3名、それから10代の方はゼロというようなことになっております。傾向としましては、やはり働き世代、40代、50代が毎年ずっと一番多いというところになりますし、60代の方も一時期、令和4年までは減少しておりましたが、また近年少し増加傾向にあるということで、その辺りを重点的にというふうに考えております。以上です。

◆**平野真理子委員** 分かりました。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。では、以上でよろしいでしょうか。では、これで健康こども部を終了します。健康こども部の皆さんは退席ください。お疲れさまでした。

## その他

### 令和8年度福祉保健委員会視察について

◆勝田鮮二委員長 それではその他でございます。令和8年度福祉保健委員会視察についてに入ります。まず、事務局より説明をお願いします。

○福田佳菜議事係主任 失礼いたします。事務局福田です。御説明をさせていただきます。本日机の上にお配りをさせていただきましたA4の1枚ものの協議用資料、こちらを御覧ください。まず、①日程の調整についてでございます。視察候補日についてです。ここ数年は5月に行政視察を行っていましたが、来年度は5月にちょっと日程が取れそうにないようです。そのため4月に実施を予定させていただけたらと考えております。ちなみになんですけれども、過去の視察先と視察項目の表には29年度までしかございませんが、平成28年度以前は4月に行政視察を行っていた年もあったようです。案としてですが、記載のとおり4月13日（月）～17日（金）までのうちの2泊3日の予定で調整をお願いできたらと思っております。

次に②の視察先と視察項目についてです。御参考までに過去の例を記載をさせていただいております。令和8年度も2泊3日の行程で3か所程度と想定しております。視察先のテーマ、視察先につきましては、相手側との調整のために可能であれば1月中には決めていただけたらと思っております。事務局からは以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 ただいま事務局より説明がありました。この件につきましては、後半の委員会で改めて協議したいと思えます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。そのほか何かありますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今度でもいいんですけど、こないだ意見交換会がありました。福祉と文教の委員が参加をさせていただきました。それで、報告書も出ておりますが、委員会で参加した委員が報告させてもらったりという時間をぜひもって、委員会全体の認識にできたらなって思いますので、よろしく願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 議員全員でということ、ここで。

◆岩永安子委員 うん、ここで、ここで。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 大事なことだと思うんですけども、それってあれですか。広報委員会としては、結局全然参加されてない委員会もありますよね、あれは議員としてやっぱりどういうことしたってことの報告会したほうが、委員会だけじゃなくって、そうしないと何か全く関係ないっていうか、なってしまうのもちょっと残念かなと思って、結局あれは不登校がテーマだったですよね、ということは、文教経済委員会はすごく関わることもあるんですけど、ほかの関心のある議員さんでも委員会が違うので全くあの紙だけってこともあるので、せっかく今、岩永委員さんが言われたようなことするのであったら、ちょっと検討してみてもらって、そういった全体、全協なの、全協でいうこともないのが、どうしたらいいですかね。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。こないだそういう話ちょっとしたんですけども、資料も、詳しい資料今

回アンケートなんかも出して、それで、勉強して特に福祉保健と文教経済の辺では出席した人がそこで意見をというか、感想などを言ってちょっと深めてもらえたら、程度でという感じでした、広報広聴委員会では。それで、詳しいのを全議員さんに加藤委員長の名前で詳しい内容までアンケートまで入ったやつを出ささせていただいたということです。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** どのようにさせてもらったらいいですか。そのほか御意見ありませんか。ほかの委員さんで。平野委員。

◆**平野真理子委員** とってもいい具合にまとめてくださってまして、特にBチームの人たち、ちょっとAチームはあったことを書いただけなので、意味が分からないところがあったと思うんですけど、Bチームが非常に。チームもBチームもね、同じことなので、Bチームでされたことって大体正確に書けばそうだなとか、内容まとめたらそうだなっていうふうに思ったので、大体Bチームの文にね、書かれたように、同じこと聞きましたよね、Aチームもね、Bチームの言われていることがAチームも同じことでしたね、大体ね。

◆**勝田鮮二委員長** では、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 不登校に関わってやっぱり福祉の制度が親の支援ですとかね、そういうようなことで、必要なんじゃないかみたいな話が出たように思うんですけど、私が参加したチームのところではね。読めば分かるんですけど、意見交換、この福祉保健委員会としてやっぱり意見交換するっていうことが大事じゃないかなっていうのが、広報委員会の意見なんですけど、はい。いかがでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。

◆**平野真理子委員** おっしゃることよく分かりますし、そこで何かもうちょっと深めていくっていうことは重要なことだと思うんですけども、であるならばやっぱり会派でももんでもらうとか、何か多くの議員の人たちにやっぱりその辺は共通で情報共有するっていうことも大事な、もちろん委員会でもいいですけども、何か私は前々回ぐらいのときに全然タッチしてない議員だったので、やっぱり寂しいっていうか、意味が分からんっていうところがあったので、やっぱり全体会に立って委員会で、じゃあ、それについてって、そうなんですけども、考える人たちにとってみたら別に委員会に固執せずにはできるかなと思うし、委員会でそれをしないといけない責任があるならば、やっぱりせないけませんしね、ちょっとそこんところが難しい。いいです、してもらったら、委員会でっていうのはあるけど、あれ以上は、

◆**勝田鮮二委員長** 今の意見は意見としてお聞きして、後半でもう少し、一旦会派にも持って帰ってもらって、ちょっとその辺り含めてね。せっかくいいまとめの書類が出ていましたんで、私も読ませてもらいましたし、議員に対しても非常に温かい言葉がかなりあったように思ったんでよかったなと思ってるんですけど、私がちょっと都合で参加できませんでしたが。そういうことにさせていただいて、また、御意見をいただくということにしましょう。以上で終了します。お疲れさまでした。

午後3時7分 閉会

# 令和7年12月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、請願・陳情審査、報告)

日時：令和7年12月9日(火)

10:00～

場所：本庁舎7階 第1委員会室

## 市立病院 (10:00～)

### 1 議案【説明】

- ・議案第146号 令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算(第2号)

## 福祉部 (市立病院終了後)

### 1 議案【説明】

- ・議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】
- ・議案第138号 令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第140号 令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第143号 令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第3号)
- ・議案第152号 鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・議案第155号 鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・議案第156号 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・議案第158号 鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定について

### 2 請願・陳情【質疑・討論・採決】

#### <請願(継続)>

- ・令和7年請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願書

### ＜請願（新規）＞

- ・ 令和7年請願第8号 年金積立金の一部活用で、物価上昇に見合う年金引上げと保険料の引下の検討を求める意見書の提出を求める請願

### ＜陳情（新規）＞

- ・ 令和7年陳情第20号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める陳情

## 3 報告

- ・ 報告第29号 専決処分事項の報告について

## 4 その他の報告

- ・ 鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改定について  
【長寿社会課】

## 健康子ども部

（福祉部終了後）

### 1 議案【説明】

- ・ 議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第153号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ・ 議案第159号 鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定について

### 2 陳情【質疑・討論・採決】

- ・ 令和7年陳情第18号 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）にかかわる陳情

### 3 その他の報告

- ・ 鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について【保健総務課】
- ・ 『とっとり市民健康プラン2026』策定に係る市民政策コメントの実施について  
【健康づくり推進課・保健医療課】

## その他

（健康子ども部終了後）

- ・ 令和8年度福祉保健委員会視察について